

第二百四回国 参议院 农林水産委員会 會議録第十号

令和三年四月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月二十一日

高橋 克法君

宮崎 雅夫君

山田 修路君

四月二十二日

北村 経夫君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

四月二十三日

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

補欠選任

北村 経夫君

松山 政司君

関口 昌一君

補欠選任

高橋 克法君

山田 修路君

関口 昌一君

補欠選任

高橋 克法君

山田 修路君

関口 昌一君

松川 経夫君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

松山 政司君

松川 経夫君

北村 昌一君

関口 昌一君

舞立 昇治君

大臣政務官

熊野 正士君

石井 苗子君

舟山 康江君

須藤 元気君

野上浩太郎君

宮内 秀樹君

熊野 正士君

副大臣

宮内 秀樹君

熊野 正士君

林野庁長官

水産庁長官

山口 英彰君

本郷 浩二君

山口 英彰君

本郷 浩二君

山口 英彰君

委員長の異動

山口 英彰君

委員長の異動

山口 英彰君

委員長の異動

山口 英彰君

ト事業についてまず伺いたいと思うんですが、昨日、奈良県でプレミアム食事券、プレミアム付き食事券が販売された、この中において、いうニュースがありました。現在のこのGOTOイート事業の実施状況、どうなっていますでしょうか。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

GOTOイート事業につきましては、都道府県が地域の感染状況等を踏まえて、飲食店の営業時間の短縮要請などと併せて、食事券の販売の一時停止、あるいは食事券、ポイントの利用自粛の呼びかけの実施、こういったものを判断しております。

四月二十六日現在でございますけれども、東京都、大阪府、京都府、兵庫県などを含む二十三の都道府県におきまして食事券の販売の一時停止が行われております。これ以外の二十四県につきましては販売停止はなされておられません。また、二十四の都道府県において、食事券、ポイントの利用を控えるよう利用者に呼びかけがなされているところでございます。

○石垣のりこ君 二十三都府県ですか、今利用、販売一時停止ということなんですけれども、先ほど申し上げました奈良県なんです、ニュースにもなっていましたけれども、ほとんどの指標で今ステージ4を超えている。直近一週間の十万人当たりの感染者数が全国で三位、五一・五六人と、こういう数字が出ております。まん延防止等重点措置も今出ていない状況で、でも指標はこれなわけですよ。病床利用率も七四％。

ここにおいてGOTOイート食事券を販売する意義というのが本場に不思議でならないんですが、これに関して農林水産省としては、何らかの措置であるとか、関係省庁も含めてだと思っております。GOTO事業を含めてだと思っております。連携して何か対処なさっていらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

奈良県につきましては、先ほどの販売停止が行われていない、販売停止が行われていない二十四県に入るところでございます。

こうした中で、奈良県に対しては節目節目で、まあ奈良県だけではないですけども、GOTOイート事業の行っている事業実施主体あるいは県、都道府県に対して、節目節目でいろいろな要請をすることにも、特に個別に、奈良県を含む関西圏の感染状況を踏まえまして、特に慎重な判断を行うように重ねて依頼をしております。

この中で、奈良県につきましては、感染経路のほとんどが大阪関連で、県内の飲食店が感染源となった事例はごく僅かであるということで、感染予防対策を徹底の上で消費喚起策を行いたいという判断で実施されているというふうな承知をしております。

一方で、この感染が拡大しているという局面、それから飲食店でのリスクが高いという、そういったエビデンスもありますので、まさに先ほど、九時三十五分ぐらいでございますけれども、先方の副知事が連絡が取れましたので、私の方から重ねて慎重な対応をお願いしたところでございます。検討、早急に検討するという御返事をいただいているところでございます。

○石垣のりこ君 先方との、副知事との連絡が取れて対応していただいているということなんですけれども、これ、もう、宮城県もそうなんですけれども、かなり、宮城がまん延防止措置になると同時に、もうトップファイブぐらいに奈良県は感染者数十万人当たりが非常に多かった地域です。それでもかかわらずこういう動きが出てしまふということ、これはひとえにやっぱり政府の、人流を止めなければいけない、感染源として、感染する場所として飲食店というのがあって、時短を要請する、皆さんにもできるだけ外食しないように、するとしてもごく少数数でお願いしたい、そういうことを言いながら、このGOTO

Tイートを結局は止められない、皆さんに使用を控えていただくことにしかならないというの、これ、どういふふうに行動したいんだらうと、私たちはどういふふうに行動したいんだらうかと非常に迷いも生じますし、ある種、ダブルバインド、全く逆方向のメッセージを同時に出すと私たちの思考を硬直させてしまう、そういう政策をされていると言われても仕方がないのではないかと思います。

事業のこれが六月末ということなんですけれども、クーポンと食事券が使えるのがですね、その間、まん延防止措置、重点措置、あと緊急事態宣言がある中で、終了時期の変更というのは今検討されていますか。

○国務大臣(野上浩太郎君) GOTOイート事業の食事券の利用期限につきましては、昨年十二月に決定をいたしました経済対策に基づいて六月末とされております。

五月十一日までを期限とする緊急事態宣言が発令をされたわけでありまして、五月以降の感染状況などまだ不確定な要素が多いことから、現段階では七月以降の具体的な対応、予断できる状況はないところでありまして、これは各地域の声を伺いながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○石垣のりこ君 結局、中止にはしてはいないから、自粛はしてもらって使わないようにしてはしてもらっているけど、使えない状況じゃないから、多少の温度差というか濃淡はあるかもしれないけれども、六月末に取りあえず切ってしまう状況だと思っております。これだと思いついて使える地域とそうじゃない地域の差というのも非常にありますし、じゃ、いざ、五月十一日をもって緊急事態とか取りあえず収まりましたということになったと、駆け込み利用があつて、これが直接的な理由になるかどうか分かりませんが、そういう利用のされ方が更に感染を広げる可能性というの、もこれ決して否定はできないわけですよ。

是非、この六月末の利用期限を、その段階でどうなるかというのにももちろんありますけれども、皆さんがより安心して使える環境で大丈夫なんだというふうな御理解いただけるように、その延長も含めた検討を是非していただいた方がよいのではないかと申し上げたいと思います。

その上で、先ほどのGOTOイート事業が感染拡大の拠点になっているとか、理由になっているというふうには捉えていらっしゃらないかと御発言ありましたけれども、GOTOイート事業開始から現時点までの飲食店における感染者数、教えてください。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

GOTOイート事業につきましては、参加飲食店において従業員又は事業の利用者に新型コロナウイルス感染者が確認された場合は、飲食店からの協力を得て、また保健所と連絡を取り合った上で飲食店から報告が行われるよう、受託先である事業者に対して指示をしているところでございます。

十月の事業開始以降四月十六日までの約六か月間の累計で、新型コロナウイルス感染症に感染した従業員は二百五十八名、店舗数は百八十九店舗との報告を受けております。また、GOTOイート事業の利用者において感染者が出ていないという報告は受けていないところでございます。

○石垣のりこ君 これ、今さらとおっしゃいましたけれども、報告を受けることにはなっていないんですけれども、もちろんこれは義務ということではなく、あくまでもGOTOイートに参加している事業者、お店から農林水産省に報告が入るといふ仕組みになっていて、かつ、従業員の方しか把握できていないわけですよ。そこからもしかしたら利用者の方に広がっているかもしれないけれども、それは保健所の方がどういふふうな把握をいらつしやるかなんぞすけれども、ちなみに、保健所への問合せ等で利用者への感染が広がって

いるかなどの確認してきていらつしやいますか。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

このGOTOイート事業の仕組みとしては、事業実施主体との、事業実施主体に対する指示において事業者から報告を受けるといったことになっております。

その飲食店からの報告を基に事業実施主体が保健所と連絡を取ったところで、GOTOイート事業参加店舗で客が感染したとの疑いを持って保健所が調査している事例というのが一店舗あったということでございます。感染した客は、それがGOTOイート事業かどうかというのは明確ではありませんけれども、その店舗において感染した利用者というのは十一名になってるところでございます。

○石垣のりこ君 利用客の方にも、直接的な原因というか理由かどうかは分からないけれど、いらつしやるという事実は一定把握していらつしやるということだと思っておりますが、基本的にはお店からの申告でございます。

このGOTOイート事業に関しても、先ほども申し上げましたけれども、本日にこれ飲食店利用促進、これが、本来、皆さん、利用者の方が安心して使える状況になるまで取りあえず一旦止めて、その上で、感染がしっかりと終息した段階で皆さんが安心してお使いいただけるように、是非農水省としてもしっかりと先導をしていただきたいというふうにお願いを申し上げます。

続いて、米からの転作政策について伺います。二〇一八年の生産数量目標配分の廃止以降のことをあえて伺いますけれども、半世紀以上にわたって政策としては豊作を手放して喜ばないと、非常に残念な状況が続いているわけなんです、この特に三年、転作政策に重点を置かれていらつしやると思えます。この転作に関しての現在までの評価というのがどうなつていらつしやるか、野上大臣、お願いいたします。

○国務大臣(野上浩太郎君) 主食用米の需要は毎年減少していくと見込まれる状況にあります。まず、このような中で引き続き行政による生産数量目標の配分を行うこととした場合、生産者自身が市場のニーズを捉えて需要に応じた生産を行う状況に導くのが難しく、また、生産数量目標の配分に基づいて決められる主食用米の作付面積も減り続けることがあると考えられます。

米の需給と価格の安定を図っていくためには、やはり今後とも国内の消費拡大あるいは輸出拡大の取組を進めつつ、水田フル活用の予算などを活用して、自らの経営判断による需要に応じた生産、販売を着実に推進していくことが重要であると考えております。

こうした中、現在の需給環境を見ますと、人口減少等によりまして主食用米の需要が減少しておりますので、そういう中で、令和二年度産については需要減少に見合った作付面積の削減が進まなかったことなどから厳しい需給環境にありまして、令和三年産の主食用米につきましても、全国で過去最大規模の六・七万ヘクタールの作付け転換が必要となつていられるわけがあります。

国としましては、需要のある作物への転換ですとか水田フル活用、あるいは、今、全国会議を随時開催しておりますが、情報提供、事前契約、複数年契約、長期計画的に販売する販売方法等々支援をしながら、生産者、産地が消費者、実需者のニーズを的確につかんで水田農地化を進めていく判断ができるような環境を整えてまいりたいと考えております。

○石垣のりこ君 お配りしている資料で、一枚目ですけれども、主食用米及び戦略作物等の作付け状況ということで、転作を推奨している、現状どのぐらい進んでいるかと。ここ近年、横ばい、微増のものもあります、ほとんど今行き詰まりを示しているのではないかとというのがこの数字からは読み取れます。

今年、今年度ですね、六・七万ヘクタールの転作目標の達成を目標としていられるわけなんです。

ども、前回の農林水産委員会でも話がありました。各議員の先生方からも御指摘がありましたけれども、やっぱり皆さん米価が下がるのではないかと非常に懸念を示していらつしやいます。

この今六・七万ヘクタールという、需給バランスを保つためにはということを示していらつしやる数字、どのぐらい達成見込みがあるか、御見解をお願いいたします。

○政府参考人(天羽隆君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、令和三年産の主食用米の作付けにつきましては、全国で過去最大規模の作付け転換が必要という状況でございます。これが実現できないということになりますと、需給と価格の安定が崩れかねない正念場という考えから、昨年十二月には大臣談話も発表されてるところでございます。

農林水産省といたしましては、現下の厳しい需給環境の下で需要に応じた生産、販売が進みますよう、令和三年産の作付けに向けまして、令和二年度の第三次補正予算におきまして、水田リノベーション事業、新市場開拓用米、加工用米、麦、大豆、野菜、果樹等について低コスト生産技術の導入などを支援する事業でございます。また、麦・大豆の収益性・生産性向上プロジェクトによりまして、水田での麦、大豆産地の団地化、営農技術、機械の導入、一時保管や保管施設の整備などへの支援を措置いたしますとともに、令和三年産の当初予算では、水田活用の直接支払交付金の様々な措置を盛り込んだところでございまして。

また、先般、水田リノベーション事業の採択結果を公表してございます。本事業において採択されております地域協議会がこの事業の申請時に申告をした新規の作付け転換面積は合計で約二・一八万ヘクタールとなっております。六・七万ヘクタールの作付け転換に向けまして、水田活用の直接支払交付金も活用をして、主食用米からの作付け転換をしっかりと支援をしていく考えでございます。

また、このような需給の動向、関連施策につきまして、関係者の皆様方への丁寧な周知なり理解の促進のため、全国会議を六回開催しております。県ごとの協議会、それから地域協議会などにおきましても、説明、意見交換会、ウエブも併せて進めているところでございます。

このように、生産者団体、地方自治体、商系業者なども連携をいたしまして、六月末の営農計画書の提出期限に向けて作付け転換の推進に努めてまいります。このようなことによりまして、令和三年産における過去最大規模の作付け転換に対応できるの見込んでおりますし、しっかりと関係者一丸となつて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

○委員長(上月良祐君) 天羽統括官、答弁はできるだけ簡潔にお願いします。

○石垣のりこ君 長く御答弁いただきましたけれども、おっしゃつていらっしゃることは、私が答えていたいただきたいことに関しては、努力して六・七万ヘクタールを達成しようと思つていらっしゃる。その数字としては二・一万ヘクタール、今のところは何かという数字だけけれども、三倍以上まだ開きがあるよという数字しか私には聞かえてきませんでしたが、六・七万ヘクタール達成しない場合、米価が下がる可能性が高いということで、最終的にはどうなるか、その状況にもよるかもしれませんが。

これ、米価下落に対して大臣はどうなさるつもりなのかというか、どういうふうにお考えですか。さされるというふうにお考えなんですか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 今答弁がありました。令和三年産の作付け転換に向けては、六月末の営農計画書の提出に向けて検討を進めていられるところでありまして、話あつたとおり、水田リノベーション事業ですとか麦・大豆プロジェクトですとか水田活用直接支払交付金等々措置をして、作付け転換が進むように今取り組んでいられるところでありまして。

今、見込みとしては水田リノベーションでは二・一万ヘクタールということですが、引き続きこの六・七万ヘクタールの作付け転換に向けて進んでまいらなければならないと思います。そのためには、やはり産地にしっかりと理解をしていただく、しっかりと説明をしていくことが重要で、全国会議やウエブの活用等々の話もありましたが、生産団体、地方団体、商系業者とも連携をして、これ六月末の営農計画の提出に向けて作付け転換の推進に努めてまいりたいと思います。

米価下落について、一般論として申し上げます。米価下落については、例えば経営安定のためのセーフティネットですとか、ナラシや収入保険等の補填があるわけですが、やはり令和三年産の過去最大の作付け転換の実施に向けて、引き続きこの関係者と連携をしてやっていくことが大事だと思っております。

○石垣のりこ君 最低限のセーフティネットはあるとはいえ、やはり皆さんが、営農されている方が安心して米であったり、野菜も含めてですけれども、生産していただける環境にないということとは言えるんだと思います。

今年だけではないで、やっぱり今年の在庫状況というのが来年の需給見直しにもダイレクトに反映される、関わってくるということで、今後も最低でも毎年十万吨の米の消費減少というのがたしか見込まれていたと思うんですが、転作必要面積が一定、これはやっぱり増えていかざるを得ないということを示しております。

交付金単価というのは稲作所得との均衡を一つの目的に設定されているということで、これ、今後、米価が仮に下落していくとなると、交付金単価というのも下げられることになるんじゃないか。

○政府参考人(天羽隆君) 委員の御質問は、水田活用の直接支払交付金の交付金単価だと考えております。

主食用米の需要、委員御指摘のとおり毎年減少傾向にございます。産地ごとの実情に応じて、主

食用米から麦、大豆ほか需要のある作物に転換をしていくということが重要であると考えております。このため、御指摘の水田活用の直接支払交付金では、主食用米と遜色のない所得が確保できるというようにとの考えの下、例えば麦、大豆につきましては十アール当たり三・五万円といったような形で全国一律の戦略作物助成の単価を設定しておるところでございます。

一方で、麦、大豆など転換作物の作付けを支援をいたします水田活用の直接支払交付金の仕組み、これを安定的に運用することによりまして、麦、大豆など転換作物にしっかりと取り組めるようにしていくということが重要だということにも考えておりまして、水田活用の直接支払交付金、これは平成二十五年度措置をしたわけでございますけれども、二十五年度以降、主食用米の相対取引価格は年々の需給動向に応じて変動しているわけでございますが、これまで戦略作物助成の交付金の単価は基本的に変わってございません。

○石垣のりこ君 余りその交付金の単価が乱高下するところまでは行かないかもしれませんが、それによって左右されて、結局その影響を被るのは現場の農家の方たちでございます。そういうことがないようには是非ともしていただきたいと思っておりますが、作る自由、売る自由ということができるだけ推し進めて、農家の方たちが自主的に、自発的にもっともつと営農していただくための本来施策であるはずですので、結局は、需給バランスという指標が一つ示されて、自粛を要請されているコ

ロナ対策のようなことが米政策においても行われているのではないかとこのように、つい重ねてしまっています。根本的な米政策の先が見えないという点で、ちよつと農林水産省としての見解を是非とも伺いたいと思うんですが、二〇二〇年、昨年十月十九日付け、財務省の諮問機関であります財政制度審議会に参考資料として提出された農林水産省関連の資料の中に、農業生産構造の現状という資料がございました。資料のこれは三枚目、提出して

いる資料の三枚目になります。このような大きなグラフがございますが、その上の箱のところの文言でございます。農業の総産出額九兆五百五十八億円等々書いてありまして、結局何が書いてあるかというと、米というのは人手も掛かってお金も掛かって、その割には全然全うもって効率のいい食物じゃないんじゃないかというふうな非常にひどいことが書かれているというふうには受け止めたんですけれども、この記載を御覧になって、大臣、これは財務省が提出した資料ですけども、これに対してどのように物を申されるか、是非とも教えていただきたいと思

います。○国務大臣(野上浩太郎君) この昨年の十月の財政審の資料でございますが、お話をしたとおり、この米の、農業の総産出額が九兆五百五十八億円に占める米の割合は二割弱であるが、六割以上の農家が従事をして、直接的な補助金は麦、大豆等の土地利用型作物も含めると約六千億円が措置されているですとか、あるいは、野菜、果樹や畜産合わせて産出額の七割を占めるが、農家数、補助金共に少ない等々の記述があったところでありま

す。そういう中で、やはり主食用米の需要が毎年減少していくと見込まれる中で需要と価格の安定を図っていくためには、国内の消費拡大や輸出拡大の取組を進めつつ、需要に応じた生産、販売を着実に進めていくことが重要と考えています。やはりその際、国民への食料の安定供給の確保ですとか、食料自給率あるいは自給力の向上の観点から、水田をフル活用して、麦、大豆の、新市場開拓用米あるいは加工用米、飼料用米などの需要のある作物へ転換をすることが重要であると考えております。このため、水田活用の直接交付金等によりまして支援を講じているところでありま

す。農林水産省としては、やはり農業者が安心してこの麦、大豆等の転換作物に取り組めるようにすることともに、米の生産コストの低減を進めることによりまして効率的に水田フル活用施策が展開できると考えていることが重要であると考えております。○石垣のりこ君 自分自身は農業にもつとつとお金を掛けていいと思いますけれども、でも、かといって、補助金頼みだけになっても、偏つてもいけないというふうな考えております。米政策に関しては、その年々の、農水省としては、需給バランスのその価格、減反、どのぐらいしたらいいかという指標を示すということしかされていないので、これどこまで進めていくおつもりなのか、将来的なお米の、どのぐらい生産していくのを、人口も含めて消費拡大どこまでやっていってというトータルビジョンが残念ながら見えないという状況がやっぱり問題なのではないかと思

います。○国務大臣(野上浩太郎君) やはり、米政策を進める上で、現場、生産者としてしっかりとその理解を得ながら進めるということが極めて重要であります。先ほど来、様々な全国大会あるいはウエブ等々の交流等々も話をさせていただいておりまして、その現場、生産者の理解を得ながら進めるということに全力を挙げてまいりたいと考えております。○石垣のりこ君 まだまだちよつと申し上げたいことはあるんですけど、次に行きたいと思っております。汚染水の海洋投棄についてです。原発事故を理由に現在輸入規制を行っている国と地域の現状を教えてください。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします

原発事故による我が国の食品に対する輸入規制につきましても、政府の最重要課題の一つとして、農林水産物・食品輸出本部の下で、日本産食品の安全性について科学的根拠に基づいて説明をしてくれているところがございます。

その結果、原発事故発生後に輸入規制を導入した五十四の国・地域のうち、現在までに三十九の国・地域が規制を撤廃しております。しかし、依然として全体で十五か国・地域が日本産食品に対して規制を維持しているところがございます。

最近の状況ということで申しますと、相手国の事情に応じて、在外公館を通じ、またテレビや電話による会議などを活用しながら様々なレベルで規制に撤廃、規制撤廃に向けた働きかけを行っております。最近ではモロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエルの五か国が撤廃しているところがございます。

○石垣のりこ君 規制を行っている地域を伺ったので、解除された地域については補足としては有り難いんですけども、ちよつと時間の関係上端的にお答えいただくと幸いです。

原発の事故の影響で輸入規制を行っている地域が十五か国・地域ということがございました。宮城はホヤが有名ですが、震災前の生産量が大体七千から一万トンくらいありました。そのうちのおよそ七割から八割が輸出、特に韓国を中心とした輸出ですが、今、韓国の輸出止まっております。外国に出せない分、国内消費を何とか喚起しようとして、いろんな食べ方を提案して頑張っている地元の方もいらっしゃいます。でも、十年たつても、やはりこれだけ言葉を尽くして説明をしてくれない地域と、しかも、その規制が取れていない地域というのは日本からとつての大きな輸出の相手国なわけでございます。

そういう現状プラス、四枚目の資料になります。福島の今試験操業の水揚げ量についての資料もございすけれども、福島の漁業の回復の現状

について端的にお答えいただいでいいでしょうか。

○政府参考人(山口英彰君) お答えいたします。福島県は、沖合底引き網漁業を含む沿岸の漁業、養殖業の水揚げ量が、震災前の二〇一〇年、平成二十二年の約二万六千トンであったのに対して、令和二年の水揚げ量は、試験操業という形態を取っていたということもありまして約四万、あつ、失礼、四千五百トンの一八%にとどまっております。

このような状況の中、福島県漁連では、平成二十四年から続けてきました試験操業を本年三月末で終了し、四月からは本格操業に向けた移行期間として震災からの復興に取り組みされると承知しております。

○石垣のりこ君 端的にお答えありがとうございます。今一八%にとどまっております、あくまでも試験操業ということ、これから本格操業に向けた今準備期間として四月からはスタートしているわけなんですけど、あくまでも、ちよつと一番影響を受けているのが福島ということ、一つの例として示させていたいただいでいますけれども、この汚染水が排出されると、やはりこれは日本全国、特に太平洋沿岸には大きな影響があると思われま

す。売上げの回復状況のアンケートというのが次の資料にあるんですけども、これは水産加工業者に対して行われたアンケートでございます。今年の春に行われたアンケート結果ということで、八割以上の回復をしていると答えた事業者の方が今四九%なんです。十年たつて八割の回復が半分と、非常に厳しい状況です。

これは原発事故の影響が全てではもちろんないんですけども、現状が厳しいという実態のこれは表れというか、一つだと思えます。この状況を御覧になって、大臣、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○国務大臣(野上浩太郎君) このアンケート、令

和三年の一月から二月にかけて実施をしたわけがありますが、このアンケートにおきまして売上げが八割以上回復したと回答した業者の割合が四九%ということでございますので、依然としてこの売上げの回復が遅れていると認識をいたしております。また、売上げが戻っていない理由として、販路の不足や喪失が二五%と一番多いわけでありまして、次いで原材料や人材の不足などが挙げられております。

こうしたことを踏まえまして、水産庁では、販路の開拓につながる東北復興水産加工品展示商談会というものを実施してまいりました。これは仙台で開催をいたしました。また、昨年はウエブ開催などによって開催をいたしましたわけでありまして、顧客の回復や開拓に必要な競争力のある商品を作るための加工機器の整備ですとか、あるいは輸送に係る経費の一部助成なども行っております。

さらに、現在の状況も踏まえまして、やはり大阪や東京などやはり大消費地での販路の拡大を目指す必要やならないということで、その商談会を増やすほか、外食や、メディアを活用した情報発信、あるいはECサイトでの売場づくり等々、様々な販路の回復、新規開拓の促進に努めてまいりたいと考えております。

○石垣のりこ君 十年いろいろやっていらつしゃつたとは思いますが、それでも現状これだと、かつ、販路の開拓というか回復というところも、これ前年度の水産庁さんの同様のアンケートの中では、販路の今回復が難しいというところと風評被害とが実は選択肢としては一緒になっていたんですけど、これ、全てがイコールでもないと思いたんですけど、全く切り離して考えられるものでもないというふうな思っています。

その上で、今、水産加工業の方のアンケート、これ水産加工業の方にしか取っていません。このことだったので、この例を出させてもらいましたが、さらに、これは消費者庁のアンケートになりますけれども、食品購入に際しての意識、食品

の産地を気にする理由で、放射性物質の含まれていない食品を買いたいからと回答した人の割合は今下げ止まっています。一四%、およそ一四%という結果も出ております。

これまでさんざんいろんな対応をしてきた。じゃ、具体的にどのぐらい予算を投じてきたのか。予算、主な対策については細かくなるので、予算お幾らだったのかということをおつと教えてください。

○政府参考人(村井正親君) お答えいたします。

農林水産省では、被災地の復興を応援するため、平成二十三年四月以来、食べて応援しようのキャッチフレーズの下、東日本大震災の被災地産食品の販売フェアですとか社内食堂等での積極的利用の運動を継続して展開しております。また、厚生労働省など関係府省と連携して、食品中の放射性物質の検査結果など食品の安全性や魅力に関する情報について、ホームページやSNSなどを通じて情報発信を行っております。

委員の方から予算額というお話ございましたけれども、現在、この農林水産業全般にわたる風評払拭を主眼とした事業といたしましては、福島県農林水産業再生総合事業を実施しております。この事業が平成二十九年年度から実施をしておりますけれども、この事業の中では、第三者認証GAPですとか水産加工品の取得の促進、農林水産物の放射性物質の検査の推進、販売フェア、商談会の開催といった販売促進など、生産から流通、販売に至るまでの総合的な支援を行っておりますけれども、二十九年年度から令和三年度までの五年間で二百三十五億円を措置をしております。

○石垣のりこ君 二百三十五億円、その金額を伺いたかつたんです。

二百三十五億円掛けてきて、全部が全部風評被害だということではないかもしれませぬけれども、水産加工業の方は八割売上げが回復したのが半分だという現状、それで一四%の方がやはりまだ気にして、いろいろ産地を気にして買っているという現状、やはりまだまだ、十年

たつても東日本大震災、福島原発の事故の影響というのが大きく響いているわけです。

もう、現状がまだこれだと。そこに更にやっぱ追い打ちを掛けるように汚染水の排出ということが突如降って湧いたということになるわけですよ。これって、やはりもう生産現場においてもそうですし、消費者側においてもそうですし、世界の皆さんもいろいろと注視されていらつしやいますけれども、やっぱりここでこれをやるということ自体の判断に対してもう首をかしげるといっか、真逆の対応をされていらつしやるんじゃないかというふうにも思わざるを得ません。

ALPS処理水という名の汚染水の海洋投棄というのが、これは二年後に考えられているということで、先ほど福島の今の漁業の再生状況一八%という話がありまして、資料を見ていただければ分かりますが、五年後に五割まで回復するという目標を立ててはいらつしやるんですが、これはあくまで二年後のこの汚染水の排水ということを視野に入れない試算になっているという話を聞いております。

これ、汚染水の海洋投棄が与える影響というのを、野上大臣、改めてどういうふうに受け止めて、考えていらつしやいますか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 福島第一原発の事故以降、農林水産物につきましては買い控えですとかあるいは価格の低下が生じてきたと認識しておりますし、流通段階でも福島県産から他の都道府県産への代替が進むなど、なかなかその販路が回復しない状態が続いております。こうした場合、十三日に関係閣僚会議で基本方針決定をしたわけでありまして、その中では、福島県の漁業、観光、商業、農林業等についてALPS処理水の処分に伴い新たに生じ得る風評被害の懸念が示されたことを踏まえ、対策を講じることとされておりますが、具体的な対策については、この新たに設置をされましたALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚会議におきまして、水産業を始めとした多

くの関係者の皆様の御意見を幅広くお聞きしながら、生産、加工、流通、消費、全ての段階での追加の支援策を政府全体で検討してまいらなければならぬと考えております。

○委員長(上月良祐君) おまとめください。

○石垣のりこ君 はい。

関係者の理解ということですけど、二〇一五年、福島で行われた会合の中で、関係者の理解なしにかなる処分も行わないというふうにお約束をされていらつしやる、その一つ、そして、やっぱり海洋投棄を行わないことが何よりも風評被害対策になるということを申し上げて、私の質問を終わります。

○高橋光男君 おはようございます。公明党の高橋光男です。本日も質問の機会をいただき、ありがとうございます。

本日は、ため池の整備に関してお伺いしたいと思います。御承知のとおり、ため池につきましては、平成三十年七月豪雨、いわゆる西日本豪雨において多くの決壊、損壊が発生し、大きな被害をもたらしました。我が地元兵庫県でも、実に百八十三か所が被災しました。こうした事態を受けて、国は全国のため池の緊急点検を実施し、必要なところに応急措置等防災対策が進められることになりました。その年度、平成三十年度から開始した防災・減災、国土強靱化緊急対策の下で、対策の優先度が高い約千のため池を昨年度中までに改修、統廃合することになったと承知いたします。

今年も出水期が迫っております。気候変動による豪雨災害は、コロナ禍に関係なく我が国に再発する可能性があります。これまでの対策の実施状況を、このレビューをするとともに、このため池整備に係る今後の国の姿勢をただしてこれから展望することは、国民の命と暮らしを守る上で時宜にかなったテーマではないかというふうに考え、本日はこの点に関して質問をさせていただきたいと思っております。

まず、皆様、我が地元兵庫県は全国一ため池が

多いことを御存じでしょうか。合計二万四千四百ものため池がございます。これは全国の約十六万あるため池のうち一五%超を占め、全国断トツ一位です。なので、兵庫県はため池王国というふうにも言われております。一方で、例えば一番少ないのはこの東京なんですけれども、十五のため池しかありません。もうこの差というのは非常に歴然としているわけがございます。他県も見ますと、広島県で約一万九千、香川県は約一万五千と続き、これら瀬戸内地域で約五割を全国の中で占めている状況です。これは、瀬戸内気候のため降雨量が少ないということが背景にございます。

多くが江戸時代以前に築造されて、農業用水を確保するために造成されたものです。通常、農業用水は河川の水を利用しており、全国的には九〇%近くが河川の水を利用してはいますが、兵庫県ではため池の水の利用が約半分も占めております。こうした歴史的背景がある中で、ため池の権利者の世代交代が進んだり、あるいは権利関係が不明確かつ複雑になったりしているところが多く存在します。また、近年では、離農や高齢化によって管理がおろそかになってしまい、日常の維持管理が適正に行われていないところも少なからずございます。

こうした状況を受け、令和元年七月、所有者、管理者、行政機関の役割分担を明らかにし、適正な管理保全を図るために、農業用ため池管理保全法が施行されました。そして、平成三十年豪雨時に発生したような決壊による水害から国民の生命、財産を保護するために、令和二年十月、防災重点農業用ため池防災工事等特別措置法が施行されました。こうした法体制の下で、ハード面、ソフト面、両面でのため池整備が進められているところでございます。

そこで、まずハード面の整備につきまして野上大臣にお伺いしたいと思います。防災・減災、国土強靱化三か年緊急対策では、冒頭申し上げましたように、優先度が高い約千の防災重点ため池を昨年度までに改修、統廃合す

るとの目標につきまして、これは達成されたのでしょうか。この点、平成三十一年、すなわち令和元年三月に、衆議院での我が党稲津久議員による質疑に対し当時の吉川大臣は、三か年緊急対策の予算を活用していくというふうにご答弁をされました。そこで、実際、この三年間でどのくらいの予算が手当てされたかについて、併せてお答えください。

○国務大臣(野上浩太郎君) ため池は、今お話あったとおり、全国で十六万あるわけでありまして、その大部分が江戸時代以前に築造されておるものでありますし、豪雨や地震に対して脆弱なものですとか、やはり劣化が進行しているもの、多数存在をしておりますので、その整備、改修が防災上重要な課題となっております。特に、決壊した場合の浸水区域に住宅や公共施設等が存在をしまして人的被害の与えるおそれのある防災重点農業用ため池につきましては、この三か年緊急対策につきまして重点的、計画的に整備を行ったところでございます。

この三か年緊急対策におきましては、予定していましたが九百八十二か所のため池防災対策を完了する見込みでありまして、当該対策に充当した予算額は国費ベースで約四百七十億円となっております。

○高橋光男君 ありがとうございます。

しっかりと目標を立ててその約千のため池の整備というものが進められてきた、そのために必要な予算が充たされてきたという大臣の御答弁だったかというふうにも思っています。

続いて、防災重点ため池のお話でございますが、これも兵庫県は九千三百三十五あります。これも全国断トツトップなんです。一方で、ため池を整備していくには、今人材が不足している状況です。ため池整備のためのハード面での予算的手当てはもちろん必要ですけども、同時に、技術的な人員体制、執行体制が不可欠なところなんです。

実際、県は、特措法に基づき、十か年の実施計画でございます防災工事推進計画を決めました。

これに基づき、ため池整備を集中的かつ計画的に推進する方針ですが、技術的なサポートや人を雇うための補助金、また国からの人材派遣等、執行体制の充実を図るための支援を強く要望されています。この点、今コロナ禍でございませうけれども、例えばオンラインを活用するなど、遠隔でもできることがあるのではないかとというふう

に思います。

そこで、国としていかなる支援が可能かにつき

まして、熊野政務官に御答弁をお願いします。

○大臣政務官(熊野正士君) お答えいたします。

防災重点農業用ため池整備の支援につきまして、令和二年に施行されました防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法に基づきまして、緊急性の高いものの補助率をかさ上げするとともに、地方財政措置の充実を図るなど、財政上の措置等を講じたところであります。

また、兵庫県等において設置されておりますため池サポートセンターが行う現地パトロール、ため池管理者等への技術的指導など、ため池の適切な管理に資する活動は重要と認識をしております。これららの活動に対して定額助成しているほか、研修講師としての国職員の派遣、オンライン研修等を通じてその執行体制の充実を支援することとしております。

農林水産省としては、防災重点農業用ため池の防災対策が円滑に講じられるよう、ため池サポートセンター等の活動を引き続き支援してまいります。

○高橋光男君 力強い御答弁、本当にありがとうございます。

おっしゃったとおり、ため池サポートセンターの活動などは兵庫県非常に活発でございまして、そういったところに必要な支援が届きますように心からお願いを申し上げます。

続いて、ソフト面に関してでございますけれども、今後、豪雨等により特に大きな被害が予想されるため池については、各市町村が浸水想定区域

図に避難場所や緊急連絡先等の防災情報を掲載したため池ハザードマップ、これを順次作成するものと承知いたします。

そこで、最新の策定状況及び今後の取組につきまして御答弁をお願いします。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

この農業用ため池のハザードマップにつきましては、ため池管理者と行政機関等の間で緊急連絡体制の整備でございまして、かため池浸水想定区域図の作成を行った上で、決壊した場合の影響度に応じまして都道府県及び市町村が優先順位を付けて作成することとなっております。令和二年三月末時点におきまして全国で約一万六千か所作成をされているところでございます。

今後とも、このハザードマップの作成というものを積極的に推進してまいりたいと考えております。

○高橋光男君 そのハザードマップをしっかりと策定していただくことも大事ですけれども、しかし、それを住民の方々に周知していくような取組も併せて大変重要だというふうに思いますので、是非ともよろしくお願い申し上げます。

そして、国は、昨年度からため池防災支援システムというものを構築されました、その運用を開始し、その一部として、ため池の管理者の日常点検あるいは大雨特別警報発令時や大地震発生時に緊急点検を行い、その結果を報告できるスマホ用のため池管理アプリ、MEAPというんですね、こちらを開発されたというふうに承知いたします。

今後、より多くの管理者の方に利用していただくように、このアプリ、しっかりと普及促進を図るべきというふうに考えますが、その取組状況についてお伺いしたいと思います。

あわせて、このアプリを通じて点検結果がタイムリーに共有されて、平時から有事の際に迅速な初動対応に活用できるようにすべきと思われま

す。

○政府参考人(牧元幸司君) お答えを申し上げます。

この御指摘をいただきましたため池管理アプリでございますけれども、これは情報通信技術を活用いたしましたので、ため池の管理支援ツールといった設計開発したものでございます。現地で点検結果の報告が本アプリを利用することで円滑に進むものというふうにご覧いただくと

思います。

農林水産省といたしましては、これらの支援ツールを現場に積極的に活用していただけますように、点検報告手順等を記載いたしましたマニュアルの整備でございまして、行政担当者、ため池管理者等を対象にいたしました訓練、研修の実施等によりまして普及に努めているところでございまして、今後とも積極的に普及を図ってまいりたいというふうにご覧いただくと

思います。

また、本取組のような情報通信技術の活用につきましては、災害時の点検報告の円滑化、また災害被害情報を踏まえた行政機関における災害時の初動対応や復旧支援の迅速化、これに委員御指摘のように大変資するものと考えておりまして、引き続き推進してまいりたいと考えております。

○高橋光男君 ありがとうございます。

まさに平時での準備、こうしたアプリ等の普及等がまさに緊急時においてその初動対応に生きていく、そして大事な本場に取組だというふうに思っています。まさにこの情報技術を活用したというのも、今スマホ等が普及している中で、まさにリアルタイムでその管理状況というものが把握できると、非常に優れた私は取組だというふうに思いますので、是非、普及促進について強化していただくようによろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、地域の住民参加の下でのため池保全、この必要性についてもお伺いしていきたいというふうに思います。

地域による環境保全の取組、これ非常に大事でございまして、これは後押ししていく必要があるというふうに思います。我が兵庫県では、ため池保全県民運動という地域ぐるみで取り組むため池保全活動が行われております。毎年十月を県下全域でため池保全に重点的に取り組むため池クリーンキャンペーン重点期間と定めて、県民参加の下でため池を守る活動に取り組まれているところでございます。

一方で、全国的に見れば、まだまだこうした活動は十分に行われていないのではないかとというふうに思います。つきましては、国として、こうした好事例を横展開し全国的に推進していくための取組、これを強化していく必要があるというふうに思いますが、宮内副大臣に御答弁をお願いいたします。

○副大臣(宮内秀樹君) お答えをいたします。

ため池を適切に保全管理していく上におきまして、地域の環境保全の取組と連携することは大変重要であるというふうにご覧いただくと、例えば兵庫県、明石市では、ため池のクリーンキャンペーンや環境教育等の活動にしまして、多面的機能支払交付金によりまして支援を行っているところでございます。

また、先生御指摘のように、兵庫県のため池保全県民運動、このような地域ぐるみで行われている事例につきましては、これまでの事例集の作成等を通じて全国の皆さん方に紹介をしているところでございます。

ため池の環境保全に係る優良事例につきましては、ため池フォーラムや研修会の場の活用などを図るなどいたしまして、これまで以上に積極的に横展開を図っていききたいというふうにご覧いただくと

思います。

○高橋光男君 ありがとうございます。

今副大臣がおっしゃられた明石の事例なんですけれども、多面的機能支払交付金ですかね、こちらを使われた事業でして、私も昨日、農水省の方に御紹介いただいて非常にすばらしいなというふ

うに思ったのが、このため池を地域の財産と位置付けて、地域の住民、また企業、漁協等の農業者以外の団体とも協力してそうした環境保全運動を展開されているとか、私も先ほど申し上げましたクリーンキャンペーン、ごみ拾い、草刈り等の活動を住民が一体となつてなされている。そしてまた、ノリの、兵庫県はノリの有名な産地でございますけれども、ノリの育成に必要な栄養分を含むため池の泥や土、こうしたものを海へ流すため池一斉放流といったような取組も実施してあります。

また、あわせて、近隣の小学校を対象に、副大臣も紹介されましたため池や田んぼの役割を学ぶ環境体験学習、こうしたものも行われているところでございまして、まさに地域一帯となつた、地域と共生するため池という取組が活発に行われているところでございまして、是非こうした取組を兵庫県のみならず全国的に後押しする、そうした交付金の活用というのをお願い申し上げますというふうに思います。

そして、最後でございますが、以上のような今日お願い申し上げたハード面、ソフト面、両面からこのため池の整備を進めていくためには、防災・減災、国土強靱化三か年緊急対策に続き、この防災・減災、国土強靱化五か年加速化対策の中でかかるべく予算を確保していく必要があるというふうに考えます。

そこで、野上大臣にお伺いします。
防災・減災、国土強靱化五か年加速化対策で手当てされる事業費ベース約十五兆円の予算のうち、ため池の防災対策に使われる予算はどのくらいでしょうか。この点、私は、三か年緊急対策と同年以上、加速化対策というわけでございますから、すなわち、先ほど答弁いただいた四百七十億円の三分の五以上、少なくとも約八百億円から九百億円程度の予算を真水で確保すべきというふうに考えます。

また同時に、ため池が多い兵庫県、また広島県、こうした瀬戸内地域圏に対しては特に手厚く

手当てされるように、ニーズに応じてしっかりと配分をしていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策であります。そのうち、防の額は約十五兆円程度であります。そのうち、防災重点農業用ため池の防災・減災対策につきましては、事業費ベースでおおむね千八百二十億円の規模を見込んでおります。また、ため池の防災・減災対策、これ効果を最大限発揮できるように、各県の要望を踏まえて適切に予算を配分してまいりたいというふうに思います。ため池の防災・減災対策、これ極めて重要でありますので、三か年緊急対策の実績も踏まえてしっかりと予算の確保に努めるとともに、これまでに増して対策を強化して、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

○高橋光男君 ありがとうございます。しっかりと予算を確保して、ハード面、そしてソフト面、両面でのため池整備、ため池保全がしっかりと国が責任を持って行っていただくことを心からお願ひ申し上げます、私の質問とさせていただきます。

○石井苗子君 ありがとうございます。日本維新の会の石井苗子です。

冒頭、質問に入る前に、GOTOイートのことについてちょっとコメントさせていただきます。医学的に見ますと、クーポン券が悪いんでも食べることが悪いんでもなくて、だからだらしやべりながら食べることがいけないのであります。ですから、クーポン券を配って、クーポン券に条件を付けて、三十分以内で食べて、テークアウトで持って帰ると、そうすればお店も少しは助かるんじゃないかと思うんです。お酒を飲まなければ、時間の問題じゃないんです。いつものくらの長さで食べるかということ、両者が満足いくような条件付ければよかったですんじゃないかと私は思っております。

それでは、今日は、牛肉の輸入セーフガードについて集中的に質問をさせていただきます。三月十八日から四月十六日までアメリカ産の牛肉に対するセーフガード、これ発動されました。生鮮、冷蔵及び冷凍の牛肉、三十日間、関税が二五・八%から三八・五%まで引き上げられることになった。実際には三〇対八でアメリカが八持つという細かいことは分かっているんですが、このセーフガード発動に至った原因をまず教えてください。

○政府参考人(水田正和君) お答えいたします。委員御指摘のとおり、二〇二一年三月上旬までの米国産牛肉の輸入量が日米貿易協定に基づきます牛肉セーフガードの基準数量を超過したため、協定に基づきまして、三月十八日から四月十六日までの三十日間、牛肉セーフガードが発動いたしました。米国産牛肉の関税率二五・八%から三八%、あつ、三八・五%に引き上げられたところでございます。

この発動した要因についてのお尋ねでございますが、二〇二〇年度、昨年度の牛肉の輸入量全体でございますけれども、これは新型コロナウイルス感染症による外食需要への影響もございまして、その前の年度に比べまして九五%でございまして、減少しております。しかしながら、主要な輸入先国でございますオーストラリアにおきまして干ばつの影響によりまして牛肉の生産量が減少したために、その代わりに、その代替といたしましてアメリカ産が輸入されたということが牛肉セーフガードが発動するに至った主な要因と認識しております。

○石井苗子君 私は、二〇一九年の十一月十二日だったと思いますが、この農水で、当時の江藤農水大臣に質問をしたんです。かなり追及した質問をしたんですが、その議事録に、過去の最高実績が二十五万五千トンだったので、セーフガードの発動水準を二十四万二千トンというところで切らせていただいて、そのセーフガードによって輸入が抑制的になるよう防衛ラインを引いたと答弁されて

れています。

セーフガードの抑制効果を強調していらつしゃつたように読めるんですけども、これ、今の御説明だと、当初はオーストラリアがあるから増えても大丈夫だというような御説明だったんですが、ちよつと異常な事態になったと、コロナも原因だということなんですが、セーフガードを引いたことよつて頭を抑えられて、二〇二〇年度ではT P P 12、これはアメリカを入れてるわけですね、イレブンプラス日米貿易協定があるわけなんです、それを合わせた水準の六十一万四千トンに比べると八千トンのダウンになつていて、その枠内に収まつたという、そういう江藤大臣の御説明でした。

実際のセーフガードの効果を説明されていたと理解したんですが、が、この度セーフガード発動に至つたということは、セーフガード抑止効果を見誤つたということでございますか。

○国務大臣(野上浩太郎君) 二〇二〇年度の米国産の牛肉の輸入量につきましては、今答弁あつたような様々な理由から二〇一九年度に比べて増加をしておりますが、輸入業者からは、セーフガードの輸入基準数量を意識して調達を行つたと聞いております。

このように、セーフガードを措置していることよつて輸入急増を抑制する効果は一定程度あつたものと考えております。

○石井苗子君 見通しが甘かつたということではあります。どうでしょう。抑制効果はあつたけど、見通しは甘かつたということでしょうか。

○政府参考人(水田正和君) 御指摘でございますけれども、今申し上げますとおり、主要な輸入先国でございます豪州におきまして、干ばつの影響でございます。干ばつの影響によつて牛肉生産量が減少しました。その結果といたしまして、その代わりにアメリカ産の輸入が増えたということでございます。トータルでの牛肉輸入量全体は減つております。五%減つているという状況でございます。セーフガードに、先ほど大臣から答

弁いたしましたように、輸入急増を抑制する効果はあったわけですが、それ以上に豪州産の減少が大きくて、その代わりにアメリカ産が輸入されたら、そういった事態であったというふう

に理解しています。

○石井苗子君 干ばつの影響だったということですが、セーフガード措置がとられた場合、その後、十日以内に協議を開始して、九十日以内に終了させるということになっています。この協議で発動基準数量が引き上げられるのではないかと、この危惧があるんですけれども、農水省としてはどのような方針で協議に臨むのか。これ外交交渉ですから差し控えるというお答えが多いんですが、国内関係者の理解が得られるようにしっかりと協議いたしますというふうな、普通というか当たり前の答弁ではなく、もうちょっと具体的に話をいただけたらどうですか。

我が党の日本維新の会は、かねてより自由貿易体制の拡大というのを主張しておりまして、TPP11、日本E.U.・E.P.A、日英E.P.Aなど、これまで賛成の立場を取ってまいりました。RCEP協定は、日本、中国、韓国やASEAN、十五か国が参加しています。人口が二十二・七億人で、GDP二十五・八兆円、じゃない、八兆米ドルですね、共に世界の三割を占めるとい

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

今、世界が保護貿易といいますが保護主義に傾きつつある中で、自由貿易、RCEP、大きな成果があると思うんですが、これ、自由貿易の推進というのは日本が取るべき姿勢であるということには賛成しているんですが、だからといって、やみくもに関税撤廃すればよいというものではなくて、中国や韓国、インドネシア等の間で日本の輸出関心品目について関税撤廃を獲得したということ、これ立派だと思えますが、まずそれをどう評価しているかと。しかし、その後、その品目についてどのような輸出促進策を取っているのか、そこをお聞きしたい。サポートできるのかということ、そこをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○石井苗子君 このセーフガードの問題というのは、農水省がどっちの味方なんだというふうな単純な話ではないというの分かるんですけど、非常に複雑で巧妙な交渉が必要になってくると思うんです。

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

○石井苗子君 このセーフガードの問題というのは、農水省がどっちの味方なんだというふうな単純な話ではないというの分かるんですけど、非常に複雑で巧妙な交渉が必要になってくると思うんです。

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

○石井苗子君 つまり、まだ成果は分からないというところですよね。今、片っ方で検査に関する交渉は行っていて、それがうまくいったときに輸出できるように関税撤廃を勝ち取ったと、このように理解しておりますが、農薬が何%だとか、今私たち、豚熱とかそういうところでいろいろと悩んでいる点があるわけなんですけれども、もうここを何とか、検査に関する交渉を成功した暁にはという、そこをやっていたらだか、これうまくいったということにはならないと思うんですが。

したがいます。特段の外部委託等は行っておらず、農林水産省職員が影響試算に要したコストを切り分けてお示しすることは困難であると考えております。

○石井苗子君　そこですよ。省内でやるんですからコストは掛からないはずなんです。そうですね。

私、東京大学の鈴木宣弘教授の試算というのもちよつと見させていただきましたけど、農業生産の減少の額は五千六百億円と書かれておりまして、T P P I Iの一・二六兆円の半分程度になっていますが、半分程度とはいえ相当な損失額になります。R C E Pでは野菜、果物の損失が八百六十億円と農業部門内で最も大きく、T P P I Iの二百五十億円の損失の三・五倍になると見込まれています。

大臣は試算の前提条件が不明だから評価できないという立場をお取りですけれども、試算の前提条件というのは、作況指数とか自給率とか幾らですとか、前提に入れるの大変複雑で難しいわけですから、でも、疑義を挟む声が出ているのであれば、政府で試算して反論を、せめて反論を出すべきだと思んですが、いかがでしょうかね。農水省は絶対間違わない、誰が何と言おうと突っぱねる、続けるという姿勢はよろしくないと思っておりますけれども……(発言する者あり)あちらの方から声が出ておりますけど、私の私見でございますが、改められるお気持ちはないでしょうかね、最後に。

○国務大臣(野上浩太郎君)　R C E Pにおける我が国農林水産物の関税につきましては、先ほどお話しございましたとおり、重要五品目、すなわち米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物について関税削減、撤廃から全て除外をし、また、関税撤廃率は近年締結された二国間E P A並みの水準としました。また、国産と競合関係にある品目ですとかあるいは生産者団体が国産の巻き返しを図りたいとする品目は関税撤廃の対象外とする

とともに、譲許した品目についても、用途や価格面で国産品と明確にすみ分けができてくるもの、あるいはR C E P参加国からの輸入実績がゼロ又はごく僅かなもの、締結済みのE P Aと同水準の関税率であるもの、ことに加えまして、多くの品目で長期の関税撤廃期間を確保しております。以上のことから、R C E Pについては国内農林水産業への特段の影響はないと考えておりますので、影響試算を行う予定はございません。

○石井苗子君　影響試算を計算するというのはモデルが必要で、これ今使っているのはG T A Pモデルというモデルなんです。その前提条件というのは、その統計を取るために科学的なエビデンスが必要なんですけれども、大変面倒くさいです。大変です。しかし、さつき、コストは掛からない、省内でできるんだとおっしゃった。ということは、その専門家の学者さんがやること以上の試算を農水省が何を出したのかということについて細かくところまで反論していくというぐらいのことをやらないと、ただ集計をしているだけで、統計的に科学的なエビデンスに基づいて、試算は要らないのだ、大丈夫なんだということは言えないと私は思いますが、試算がなくてどうして言えるのかよく分からないんですが、あくまでも大丈夫だということが大臣お答えになったということ、私としては、大事な大きな問題でありますから、やっぱり反論するときは試算を出してきてやっていただきたいと、このように思います。

ちよつと早く終わりましたので、この辺で今日の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○舟山康江君　国民民主党の舟山康江でございます。私からは、外国資本による水源林などの森林買収の実態についてお聞きしたいと思っております。政府は今国会におきまして、重要施設周辺等及び国境離島など重要土地の利用調査及び利用制限

に関する法案を、先月、国会提出すべく閣議決定をしております。この中には水源林というものが入っておりますけれども、ただ、やはりこの外国資本による森林買収に関する問題はもうかれこれ十数年前からかなり課題となっておりまして、今農水省でも調査を進めているということでありまして、そういった問題意識から、平成二十三年には森林法も改正をして、一定程度、土地の売買についての届出義務を課すということもしております。

そこで、まずは外国資本による森林買収の実態と問題意識につきまして、まずは大臣からお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(野上浩太郎君)　御指摘のございました外国資本による森林買収についてであります。これは平成二十一年頃から報道等各方面で取り上げられて、水源林の買収が目的ではないかとの懸念が示されたものと承知しております。このため、農林水産省としては、平成二十二年から外国資本による森林買収に関する調査を行っているところでありますが、初回調査の対象としました平成十八年から令和元年までの累計で二百六十四件、二千三百五ヘクタールの森林買収を把握し、公表しているところであります。これらの外国資本による森林買収のうち、地下水の取得を目的とした事例ですとか、あるいは無許可開発のような森林法上特に問題となる事例等の報告は受けておりませんが、引き続き実態の把握をしていくことが重要であると考えております。

○舟山康江君　平成十八年からの累計で二千三百五ヘクタールというお答えがありました。実は、そのほか、国内の外資系企業と思われる者による森林買収もほぼ同じというか、それ以上ですね、累計で二百一件、五千二百五十五ヘクタールあるというところで、これ両方合わせると七千五百ヘクタール以上という形になります。今大臣から御答弁ありましたように、果たしてその目的が何なのか、本当に地下水を取ろうとして

ているのか、そういったところは分かりませんが、いずれにしても、この農水省が毎年報告しているプレスリリースを見ましても、未定だったりとか資産保有という形だったりとか、非常にまだ目的が分かりにくいという状況だと思っております。

そういう中で、把握の方法についてお聞きしたいんですが、先ほど紹介させていただきましたように、まず、森林法につきましては二十三年の改正時に、新たに森林の土地の所有者等となった者の届出義務があるということですが、この森林法改正によってどこまで詳細に把握ができていますのか、そのほか国土利用計画法ですとか不動産登記法でも、今年の改正で不動産登記法に関しては登記が義務付けられますけれども、こういったほかの手法を利用しながら、どこまで正確にどのような形で把握できているのか、今の実態についてお聞きしたいと思っております。

○政府参考人(本郷浩二君)　お答え申し上げます。外国資本による森林買収の状況については、今委員おっしゃられました、森林法に基づき市町村に提出される新たな森林の土地の所有者となった旨の届出や、国土利用計画法に基づき市町村を経由して都道府県に提出される一定面積以上の土地について売買などの契約を締結した旨の届出、不動産登記法に基づく登記を基に届出人の居住地や法人の所在地が海外であるものについて都道府県を通じて把握しているところでございます。

このうち、森林法に基づく届出については、平成二十三年の森林法改正によって措置されたものであり、近年では年間約三万件の届出がなされているところでございます。また、国土利用計画法に基づく届出は一定面積以上の土地利用を、土地取引を対象としており、この届出の対象となる取引は、届出者の負担を軽減する観点から重複を避け、森林法の届出の対象から除外されております。このため、国土利用計

画法に基づく届出も活用して把握しているところ
でございます。

さらに、不動産登記簿に記載された所有者情報
についても、都道府県、市町村の林務担当者が入
手することが可能となっているところでございま
して、森林法に基づく届出に記載された外国の住
所の確認や、森林法に基づく届出が行われていな
い売買等の情報を把握した場合の確認に活用され
ているところでございます。

○舟山康江君 重ねて確認させていただきますけ
れども、今のこの三つの手法、主に三つの手法で
ほぼ漏れなく把握できているという御認識でよろ
しいんですか。

○政府参考人(本郷浩二君) 居住地等の観点で、
外国にあるものについては把握できているという
ふうに考えております。

○舟山康江君 そのほか国内の外資系企業という
ものもやはり把握を、一応把握をされていますけ
れども、こういったところもしつかりと、外国資
本だからとか外国人だからといって、はなから疑
うわけではありませんが、やはりしつかり
と把握できる体制を引き続き取っていただきたい
と思います。

次に、その利用目的ですね、利用実態、利用目
的についてはどのような手段でどのように把握を
されているのか、お答えいただきたいと思いま
す。

○政府参考人(本郷浩二君) お答えを申し上げます。
森林法に基づく新たな森林の土地の所有者とな
った旨の届出は、市町村が問伐の遅れている森
林の所有者にその実施を促すなどの行政指導を行
う上で必要な森林の土地の所有者情報を得ること
を目的としております。

農林水産省が行っている外国資本による森林買
収に関する調査では、この届出情報に記載された
届出人の居住地を外国資本であるか否かの判断に
活用しており、また、この届出の備考欄に記載し

ていただいている森林の土地の用途について利用
目的として公表しているところでございます。ま
た、届出に記載された目的どおり利用されたか
どうかについては、基本的に森林法に基づく伐採
の届出や林地開発許可申請により把握できるもの
と認識しております。

○舟山康江君 記載されている利用目的というの
は、先ほど少し紹介しましたけれども、かなりの
部分で単なる資産保有だとか未定というものが非
常に多いとお見受けしております。

そういう中で、実際の利用実態ですね、それは
伐採の届出若しくは開発許可ということですが、
ども、これ、開発許可に関しては、現行法では一
ヘクタール以上の森林において開発許可が必要と
なっておりますけれども、少なくとも一ヘクター
ル以上に関してはしつかりと把握できているとい
う、これまたそういった理解でよろしいんですし
ょうか。

○政府参考人(本郷浩二君) はい、そのとおりで
ございます。

○舟山康江君 問題は、その開発自体が一ヘク
タール未満の場合にどのように実態を把握してい
るのか。これは、今外国資本ということを言いま
したけれども、内外問わず、やはり森林の開発が
どのように行われているのかというのはいまさら
しつかりと把握していかないと、まさにこれから
温暖化に、温暖化対応とか、あとはその景観、環
境、土砂災害、こういった影響にも非常に関係す
ると思いますので、もう少し詳細に把握する必要
があると思っております。この辺りの問題意識は
いかがなんでしょうか。

○政府参考人(本郷浩二君) 林野庁としまして
は、今の委員のお話のように、そういう実態につ
いて都道府県に調査を依頼しているところでござ
います。その調査を踏まえて、現実にとどのよう
な状況にあるか、あるいはどのような開発行為が行
われているかを把握しているところでございま
す。

○舟山康江君 これ、開発行為について、私いろ
んな問題意識を現在持っております。一つは、一
ヘクタール未満であれば何ら許可が、許可なく開
発ができるということ、これが妥当なのかどうな
のか、やはりそこをしっかりと考えていかなければ
いけないと思うんですね。

資料一を御覧いただくと、資料一つ一枚
しかないけど、資料を御覧いただきたいと思いま
す。

これ、太陽光発電、これ外国資本に限らないん
ですけれども、太陽光発電施設の設置を目的とし
た開発行為についてなんですけれども、これも一
ヘクタールということで、様々な問題が今起こっ
ております。

真ん中からちよつと下の方に絵がありますけれ
ども、これは人家等に近接して設置している事例
ということで、残置森林が十分配置されていない
ということ、これは林地開発許可対象外、つま
り面積が少ないということ、このような状況にな
っておりますけれども、こういう状況を果たして
放置していいのかという問題意識を私は非常に強
く持っておりますけれども、この事例について林
野庁はどのような見解を持っておりますしやう
でしょうか。

○政府参考人(本郷浩二君) 林地開発許可制度
は、森林を開発することにより公益的機能が低下
し発生する災害を防ぐことを目的としており、森
林の開発面積が一ヘクタールを超える場合に土砂
の流出の災害の発生頻度が急激に増加する傾向が
あることから、一ヘクタールを超える開発を規制
しております。また、森林法においては、公益的
機能の発揮が特に求められる森林については保安
林に指定し、転用等を厳しく規制しているところ
でございます。

一方、都道府県においては、地域の実情に応じ
た条例等の制定により、景観保全や災害防止等の
ため、太陽光発電施設の設置を伴う小規模林地開
発を規制する独自の取組が進められており、この

ような取組について、都道府県等の森林保全の施
策に役立てていただくよう情報提供も行っており
ます。

このような委員の御指摘のような小規模な開発
行為においても災害が発生している事例があるこ
とは承知しており、森林法に基づく規制と各地域
の独自の規制が相まって地域の実態に即して森林
の保全が図られるよう、農林水産省としても、引
き続き、林地開発制度の適正な運用や実態把握の
情報収集、分析に努めてまいります。

○舟山康江君 もう確かに、林野庁の動きが待
てられないということで、各自治体独自に様々
な条例を作って、何とかこういった危険な、その
様々なリスクのある開発を止めていこうというん
な自治体を取り組んでおりますけれども、本来は
やはりこの森林法等でもう少し、何というん
でしようかね、面積要件を緩和するとか、こうい
つた見直しが必要ではないかと思っております。ま
た、そのような検討はされていないでしょうか。全
て条例に委ねるといような対応なんではない
でしょうか。

そこは大臣の御決断もあると思っておりますけれ
ども、私はやっぱりこの、これ林野庁の資料です
よ、林野庁もこういった事例があるということ
を認識していて、そういうことで許可基準の運用細
則を決めたということですから、そのときに
お聞きしたら、これは面積要件以下なので、幾ら
この運用細則を変えたとしてもこれは手を付け
られないんだと、こんなお答えがありましたけれ
ども、これ大問題だと思っておりますけれども、大臣、
その辺、面積要件等見直す予定はないんですし
ょうか。

○政府参考人(本郷浩二君) ただいま委員の御発
言がございましたように、我々も、小規模な開発
行為においても災害が発生している事例があるこ
とは調査をしております。この調査の実態を踏ま
えて実態把握を行い、そのような状況を踏まえて
考えなければならぬというふうに思っております。

す。
今回のこの運用改正、許可基準の改正に当たっても、そのような検討はさせていただいたところでございます。

○舟山康江君 今のお答えは、検討したけれども面積の引下げには至っていないと、こういうことなんでしょうか。

加えて、これも、面積にかかわらずやはり地元から聞こえてくるのは、この開発許可権者は都道府県知事だということですね、その際に、地元自治体の意見聴取という仕組みはありますけれども、大体、現実的にこういった大規模開発が行われたときに、やっぱり地元自治体のいんな反対が結構あって、そこであつれきが生まれたりします。そして、地元としては賛成できないけれどもということの場合でも参考意見を述べるにとどまることから、実際には地元の声が余り重視されない形で決まってしまうこともあるということなんですね。

ですから、これ、意見聴取ではなくて、例えば地元自治体の同意を必須にするというような、こういった見直しも必要ではないかと思えますけれども、それが、ハードルが高くなるように見えますけれども、将来的にきちっと地元の同意の中で物事が進んでいくためには、やっぱりきちっと人口のところで地元の同意というものを必要とさせるべきではないかと思えますけれども、そこはいかがでしょうか。

○政府参考人(本郷浩二君) 林地開発許可制度においては、開発により森林の有する公益的機能が阻害されないよう、災害の防止等の許可要件を定めております。
許可に当たって、都道府県知事は市町村長の意見を聞くこととされておりませんが、その同意を要件とはしておりません。しかしながら、都道府県知事は市町村長の意見も踏まえ審査することとなり、開発行為に伴う災害の防止等の措置が適切かつ確実に講じられるものと考えております。

なお、農林水産省において、令和元年十二月に太陽光発電施設の特異性を踏まえた許可基準に関する技術的助言を通知しており、その中で、配慮事項として住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことを定めております。

また、太陽光発電については、FIT制度における事業計画策定ガイドラインにおいて、地域住民と適切なコミュニケーションを図ることなどを努力義務としており、このような取組とも連携することにより、地域との共生を図りつつ、森林の機能が適切に確保されるよう、林地開発許可制度の適切な運用に努めてまいります。

なお、地域の、市町村です、市町村長の同意を要件とすることは法制度上の問題もありますので、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

○舟山康江君 是非私は検討するべきだと思うんですけどね。住民説明会も配慮事項ということで、なかなか法的な担保がない中できちっと行われている事例ばかりではないという実態があります。是非、見直しに向けてしっかりと動いていただきたいと思えます。

実際に、本来こういった地域に密着した再エネというのは、地域との共生の中で、地域の同意の中で進められるべきですけども、現実には、外資が来たり外から大きな企業が来て、その土地だけ借りるような形で事業を行うという事例がやっぱり多発していると思うんですよ。そういう中で、しっかりと地元との調和を図る上でもやっぱり法制度的にもう少し担保をしていかないと、これからカーボンニュートラルなんということが進みますと、ますますこういう懸念が高まっていくと思えます。せっかく進めようと思っても、入口のところでのこのような対立が生まれてしまえば全く進まないと思いますので、やっぱりここは農水省としてしっかりと考えていただきたいと思えます。

更には、農山漁村再エネ法というものがあ

ります。私、この仕組みももうちょっと生かしていくべきだと思うんですよ。この農山漁村再エネ法の中では、市町村に協議会をつくって基本計画を立てて、そして事業者の計画に対してしっかりと認定をしていくという形になっていくんです。こういう形がうまくできれば、多分調和した形で進んでいくと思うんですけども、これちょっと通告していかないですけど、この農山漁村再エネ法が何でうまく使えていないのか、その辺、何か分ければ教えていただきたいんですけど。

○政府参考人(本郷浩二君) 農山漁村の再エネ法につきましては、私も、風力発電あるいは地熱発電ですとか、そういうものについて様々な案件としていただいているところがございます。

なお、太陽光発電のこの施設について、再エネ法に通じてこうされているというようなものは承知、今私自身資料持ち合わせておりませんが、私も、承知しておりますが、そういう協議会を設置して皆さんの御議論をいただくというようなこともお願いをしていく中でFIT制度の適切な運用が図られていくような対応をしてまいりたいというふうにも思っております。

○舟山康江君 これ林地も入っていますので、やっぱりこういった仕組みをしっかりと使いながら、やっぱり地元自治体、地元住民を含めた参画の形をつくる、そんな形をつくっていく参考にもしていただきたいと思えますし、是非この仕組みも活用しながらこの再エネの普及に努めていただきたい、そして、林地開発に関してやはり適切な開発行為が行われるようにしていただきたいと思っております。

時間となりましたので、終わります。
○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。答弁は極力簡潔にお願いいたします。

今日、RCEP協定について質問します。
RCEPの交渉会合等は会議日程が公表されず、何が議論されているのかよく分からない状況で進んできました。

私、交渉会合が開かれるという情報を得て、各国の交渉関係者と市民団体の意見交換会に何回か参加をしたことがあります。意見交換会では、TPPとは違ってバランスを取ろうとしているという意見や、一部の国がルールを押し付ける交渉になっているという批判もありました。テーマ的には、地球温暖化の問題ですとか、それから医薬品に関わる問題、それから小規模農業、企業による種子の私有化の問題、ISDSなどについても意見交換が行われました。

RCEP交渉は二〇二二年の十一月に始まったんですが、立ち上げのときの共同宣言には、地域経済統合の過程におけるASEANの中心性とASEANのFTAパートナー諸国のより広く深い関与に際しての利益を確認し、あつ、認識しとあります。このASEANの中心性ということについて、どういう意味なのか教えていただきたいと思えます。

○政府参考人(田島浩志君) お答えいたします。
RCEP協定は、我が国とともに、RCEP協定は、我が国とともにASEANが推進力となつて交渉が進められて合意に至つたものであります。このような認識は、我が国のみならず参加国との間で広く共有されているものと考えており、委員御指摘の共同声明にもそのような認識が反映されていますし、昨年十一月の地域的なRCEPに係る共同首脳声明でもそのような認識が反映されております。

委員お尋ねのASEAN中心性とは、地域の枠組みにおける議論をASEANが域外国を巻き込む形で推進していくことを意味する概念でありまして、このRCEP協定は、後発開発途上国を含めて参加国の発展段階状況が大きく異なる中でも、物品、サービスにとどまらず、投資、知的財産、電子商取引なども含めて新たなルールまで盛り込んだものでありまして、この地域の望ましい経済秩序の構築に向けた大きな一歩になるものと考えています。

このように、枠組みにおける議論をASEANが関係国を巻き込む形で推進し、様々な困難を乗り越えて署名に至ったこと自体がASEAN中心性の増進に寄与していると考えております。

○紙智子君 ASEANが全体を、いろんな条件がある中でその、主導的かどうか、やっていくという意味なんじゃないのかなというふうに捉えています。

それで、RCEP参加国には、今もお話ありました格差があります。一人当たりの国民総所得は、トップの約六万ドルから五千ドルにも満たない後発開発途上国まで含まれているということですから、私、この発展段階などで相違がありますから、ASEANの中心性という言葉を開いたときに、東アジアに新しいルールを作るものというふうに思っています。ところが、日本は、TPPが二十一世紀型の通商交渉なんだとして、TPP水準のバリエーションの構築を求めてきたんじゃないでしょうか。

先日の参議院の外交防衛委員会で、参考人質疑が行われました。参考人からは、RCEPの特徴は、新しい国際分業だとかサプライチェーンの構築、強硬化が容易になるというように言われました。このASEANの中心性に配慮した互恵的な協定になっているんでしょうか。

○政府参考人(田島浩志君) お答えいたします。

先ほどお答え申し上げましたとおり、RCEP協定は、我が国とともにASEANが推進力となって交渉を進められ、合意に至ったものであります。このようなASEAN中心性に対する認識は、我が国のみならず参加国間で広く共有されているものと考えております。

また、RCEP協定の意義は、各国による関税の削減、撤廃の面だけではなくて、原産地規則や税関手続などの共通ルールの整備や、投資環境にまつわる知的財産、電子商取引などの分野における新たなルールの構築にもあります。

RCEP協定により、ASEANを含め世界の

成長センターであるこの地域と我が国のつながりがこれまで以上に強固になり、これを通じて我が国及びASEANを含む地域の経済成長に寄与することが期待されるものと考えておりまして、ほかの参加国、参加各国もまたそのような認識を共有していると考えております。

○紙智子君 互恵的な協定になったんでしょうかというふうな私聞いたんですよ。そこがすごく気になるところで、RCEP協定について幾つかの論評が出されています。

エコノミストは、工業製品を人件費の安いところで組み立てることができる加工拠点として使えるところとか、国境を越えて最適分業体制をきたい企業にとっては使い勝手がいい協定だという意見が出ています。一方、インドが離脱したことについては、ASEANに進出した日系企業が巨大なマーケットを抱えるインドへアクセスしやすくなるものだったので、インドの離脱に対して失望の声が大きいと。互恵的な協定というよりも、企業のための協定になるんじゃないかというふうに感じるわけですよ。

そして、農林漁業の影響についても聞きたいと思うんですけども、日本の農林水産物の関税撤廃率は、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランドは六一%、中国は五六%、韓国は四九%であると公表されていますけれども、現行のこの関税率の、関税の撤廃率というのは何%なんですか。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。

RCEP協定の交渉開始に際しましては、中国及び韓国に対しては、既に無税でありました品目の割合については二一%となっております。

お尋ねのASEAN等につきましては、ASEANとの経済連携協定につきましては既に五二%の関税撤廃というふうになっておりますが、個別の個々の国とはまた別々にEPAを結んでおりますので、それぞれの国によって数値が異なっております。

○紙智子君 ASEANはもう既に関係結んでいるところがあるから余りあれなんですけど、中国と韓国が今回新しくということですから、中国、韓国に対して、二〇%からそれぞれ五六%、四九%に増えるということですよ。

それで、日本の関税撤廃、削減の約束が公表されていますけれども、これ品目、タリフラインは幾つあるんでしょうか。また、関税率が一〇%以上の品目というのは幾つあるんでしょうか。

○政府参考人(森健君) お答えいたします。

RCEP協定におきます農林水産品の総タリフライン数については二千六百二十ラインとなっておりまして、このうち、いわゆるMFN、最恵国税率が一〇%以上のタリフラインは八百二十二ラインとなっております。八百二十二ラインとなっております。

○紙智子君 つまり、関税率一〇%以上の品目が八百二十二あるということですよ。結構あるわけですよ。

それで、TPPIIや日欧EPA、日米貿易協定などメガFTAが発効しているのに、更に自由化が進みますと、これ日本の農林漁業への影響というのが心配されるのは当然だと思っております。企業はコストを削減するために安易に農林水産物、加工原料、加工食品を効率よく調達したいというふうな思いがあるわけですよ。ですから、関税率や為替相場や価格を見ながら調達先を変えるんだと思っております。

そこで、影響試算について聞きます。

TPPの影響試算は、関税率一〇%以上かつ国内生産額で十億円以上の品目、農産物では十九品目、林水産物では十四品目で影響試算を出しました。そこで、TPPで影響試算を出した品目に沿って一〇%以上の品目を関税撤廃、削減約束の一覧表で見たんですよ。

そうすると、例えばASEAN、オーストラリア、ニュージーランドに対しては現在一七%、七・九%の生鮮ブドウが将来的には無税になる

と、それから一七%の生鮮リンゴも無税になる。それから、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド、中国に対して今二三・八%のバナナ、二五・五%のオレンジジュースが無税になる。RCEP参加国に対して二九・八%の調製した桃は無税になります。将来的に無税になるかんきつ類が結構あるわけですね。それから、穀物類では、RCEP参加国に対して二一・三%のそば、小麦の混合の粉が無税になると、二〇%のバレイショの粉も、一四%のインゲンマメの調製品も無税になる。水産物では、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド、中国に対して一五%のモンゴウイカは無税になる。RCEP参加国に対して一〇・五%のタラのフィレ、ウナギ、一〇%の昆布がこれ、これが無税になると。

まだまだいっぱいあるんですけど、今紹介したのが関税率が一〇%以上の品目の一部ですよ。TPPのときには影響試算しているのに、なぜRCEPではこの影響試算を出さないんでしょうか。農水大臣に聞きます。

○国務大臣(野上浩太郎君) 今個別の品目、幾つか御言及いただきましたので、必要であればまた答弁をさせたいと思っておりますが、いずれにしても、RCEPにおける関税については、重要五品目は撤廃除外をして、関税撤廃率は近年締結された二国間EPA並みの水準としたと。

また、今いろいろ品目を挙げて言及をいただいたわけですが、国産と競合関係にある品目ですとか生産者団体が国産の巻き返しを図りたいとする品目、あるいは関税撤廃の対象外、品目はですね、関税撤廃の対象外とするともに、譲許した品目ですね、今いろいろ御言及いただきましたが、譲許した品目につきましても、用途や価格面で国産品と明確にすみ分けができていて、あるいはRCEP参加国からの輸入実績がゼロ又はごく僅かなもの、締結済みのEPAと同水準の関税率であるもの等々から、特段の国内農林水産業への影響はないと考えておりますので、影響試算は

行う予定はないとごいます。

○紙智子君 全然納得できないです。

関税率が一〇％以上の品目が二千六百二十品目の中で三分の一もあるんですよ。今からでもこれやっぱりちゃんと影響試算出すべきじゃないんですか、大臣。

○政府参考人(青山豊久君) 大臣からお答えいたしましたように、用途や価格面で明確にすみ分けができていますか、それから、実際の輸入実績がごく僅かな品目でございますので、特段の影響がないということで……(発言する者あり)特段の影響がございませんので、影響試算を行うということではございません。

○紙智子君 もう全然それじゃ納得できないですよ。農水省は、TPP11、それから日欧EPA、日米貿易協定が発効して農林水産物への影響があるということを確認して影響試算を出したわけですよね。それなのに、RCEPはどうして試算しないんですか。いや、影響がないという試算があるんですか。だったら、それだつて出すべきだと思いますよ。影響試算がなければ、大体にして対策だつて打てないじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(青山豊久君) 交渉において特段の影響がないように交渉結果を得られたというふうに考えておりますので、影響試算を行うということではございません。

○紙智子君 もう意味分らないですよ。やっていただきたいです、しつかり。それで、やっぱりみんなが見て、ああ、なるほどなと納得できるようにすればいいじゃないですか。生産者は、既に自由化が進んでいるのに、更なる自由化が日本農業に与える影響を心配しているわけです。今からでもやっぱり影響試算は出すべきだと。

そして、本会議のときにも言いましたけれども、中国及び韓国に対して無税品目の割合というのは、対中国で八％から八六％になるわけですね。対韓国でいうと一九％から九二％に上昇しますか

ら、これ、日本から中国、韓国に工業製品を輸出する企業にとつてはこれは大きなメリットになるんだらうと思うんですね。企業の利益のためにこれやっぱり農林水産物を差し出したんじゃないかというふうに言わざるを得ません。

それで、次にちよつと食の安全についても聞きたいんですけども、過去には中国で生産したギョーザなどが問題になりました。

厚生労働省にお聞きしますけれども、二〇一六年以降の輸入食品の届出件数、輸入重量、違反件数、そのうちの中国の違反件数について、ちよつと時間がなくなつてしまつたので、一六年のときと直近の二〇一九年ということそれぞれお答え願いたいと思います。短くお願いします。

○政府参考人(浅沼一成君) お答えいたします。

二〇一六年度につきましては、輸入届出件数が二百三十四万件、輸入重量が三千二百三十万トン、違反件数が七百七十三件、このうち中国の違反件数が百八十一件となっております。

二〇一九年度につきましては、輸入届出件数が二百五十四万件、輸入重量が三千三百二十七万トン、違反件数が七百六十三件、このうち中国の違反件数が百八十五件となっております。

○紙智子君 あれつ、二〇一六年は百八十二と言いました。二百二じゃなかったでしたつて、中国の違反件数。

○政府参考人(浅沼一成君) お答えいたします。

二〇一六年度につきましては、中国の違反件数が百八十一件となっております。

○紙智子君 ちよつと年数を追つてずつと調べてみると、大体中国が一番この違反件数が多いんですね。次いでアメリカなんです。この二国が断トツに多くて、三桁超えている違反件数なんです。

それで、中国からですね、違反件数のその中身、特徴についてどういふものがあるのか、説明してください。

○政府参考人(浅沼一成君) お答えいたします。

中国からの輸入食品等における違反事例といったしましては、例えば微生物規格の不適合、農薬の残留基準の不適合、添加物基準の不適合、指定外添加物の使用、器具、容器包装、おもちゃの材質規格の不適合等が確認されております。

○紙智子君 これ、今すぐ専門用語で言つていたからイメージが湧かないんですけど、違反した品目で幾つかあるんですけども、例えば揚げたピーナツからアラトシキンという、これカビ毒ですね、毒性のあるカビ毒が出てきたとか、それから二ア、プロッコリー、タマネギなどから農薬が検出されている、それから二枚貝などから大腸菌などの基準値を超えているものが出てきているという違反があるわけです。

それで、輸入食品の検査割合なんですけど、一九九〇年には一七・六％だったんですけども、二〇一〇年には一二・三％に下がり、二〇一九年には八・五％ということで、この三十年前の今半分に検査率が下がつてきていると、割合がですね、ということなんです。

RCEP協定でも、これ貿易の円滑化、迅速化が求められているわけで、現在の検査率が八・五％程度ということになると、検査体制を抜本的に拡充すべきではありませんか。

○政府参考人(浅沼一成君) お答えいたします。

我が国食品の安全に関する基準に適合しない食品が輸入されないよう、全国の港や空港の検査所で、食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等を検査するためにサンプルを取つて行うモニタリング検査や、このモニタリング検査の結果を踏まえて、食品衛生法の違反の可能性が高いと判断された食品を対象に輸入者の経費で全量を留め置いて検査をする命令検査など、違反のリスクに応じた検査を実施しているところでございます。

厚生労働省といたしましては、今後の輸入食品の増加の可能性を踏まえまして、検査所の職員の人資質向上、必要な職員や検査機器の確保等、適切な監視、指導を徹底するための体制整備を図り、

引き続き輸入食品の安全性の確保に万全を期してまいりたい、検査の充実を図つてまいりたいと考えております。

○紙智子君 横浜の検疫所に見に行ったことありますけど、大変な作業ですよ。前処理から含めて検査に至るまで、大変なやっぱり重労働ということ、こなしながら精いっぱい頑張つているんだけれども、やっぱり足りないと思つてますよ。もつとやっぱり体制強化して、そして国民の口に入るものが安全でなければいけないということでは、是非こういう体制を強化していただきたいというふうに思います。

RCEP協定は情報が少なく、国民的な議論というのが不足していると思つてます。情報公開、そして丁寧な説明ということをちゃんとこれから後もやつていくように求めまして、私の質問を終わります。

○須藤元氣君 こんにちは。須藤元氣です。

本日は、食品ロスとフードバンクの問題について質問させていただきます。

まず、食品ロス問題ですが、SDGsにおいて食料廃棄の削減目標が明記されたことなどから、日本だけでなく世界中で取組が進んでおります。例えば隣の国、韓国では、食品ロスの問題が随分と前からあつたと聞いております。

韓国にパンチン文化というものがあつて、キムチやナムル、卵焼きだつたり突き出しみたいなものが最初に出てきます。しかし、あの突き出しは食べ残しが多く、かなりの食品ロスがあるそうです。そこで、国が模範飲食店制度を策定し、パンチンからピュッフェ形式に変更が促進されました。認定されればいろいろな優遇措置があり、ソウル市は、二〇一一年の導入後、約六年で食品ロスが五〇％減少したといつてます。

次に、欧米に目を向けますと、同じくフードロスの問題がありますが、元々ドギーバッグという習慣があります。御存じですかね、ドギーバッグ。私が初めてこの言葉を聞いたのは、二十

年前、ロサンゼルスで格闘技留学をしていたときです。アメリカ人のルームメイトとレストランに行ったときに、食事終わりに彼がキャン・アイ・ハブ・ア・ドギーバッグと店員さんに言いました。何のことがよく分からなかったんですが、店員さんが持ってきたのは食べ残したものを持ち帰るバッグでした。食べ残したものを飼犬のためを持ち帰るとい建前でドギーバッグ、犬のバッグというんだよと教えてくれました。アメリカでは、ハイクラスなレストランでも、そこそこ残すと必ず、必ずかな、大抵、持ち帰りますかというふうに聞いてきます。

このドギーバッグの文化はフードロス削減への貢献も期待できますが、日本では余り浸透していないように感じます。(発言する者あり)いや、しかし、昨年、農水省でニュードギーバッグアイデアコンテストを行ったりと、日本でも取組が始まっておりまして。そして、令和元年十月より施行された食品ロス削減の総合的な推進を目的とする食品ロス削減推進法ができました。

まず、そういった動きがある中で、現在の食品廃棄ロスの発生状況はどうなっているのか、教えてください。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

本日、たまたま本日でございますけれども、平成三十年度の数値を公表したところでございまして。三十年度の食品ロス量は六百万トンとなっております。前年度から十二万トン減少しております。このうち、食品産業から発生した事業系の食品ロス、これは三百二十四万トン、家庭から発生した家庭系の食品ロス、二百七十六万トンとなっております。

農林水産省におきましては、事業系の食品ロスにつきまして、二〇三〇年度までに二〇〇〇年度比で半減させる目標を設定し、関係省庁と連携しながら目標達成に向けた取組を推進しているところでございます。

○須藤元氣君 今年、今日ちょうど出たということで六百万トンですが、世界全体の食糧援助量は、二〇一四年ですが、約三百二十万トンです。やはりそれを考えると、日本国内の食品ロスが多過ぎると言わざるを得ません。

では、なぜこんなに多くの食品ロスが排出されるのでしょうか。その原因は様々ですが、食品流通業界の習慣である三分の一ルールが要因の一つとされているとフードバンクの関係者からお話を聞きました。

三分の一ルールとは、メーカーからお店の棚に並ぶまでの期限は、製造日から賞味期限までの期間の三分の一までとするルールです。例えば、賞味期限が三か月とすると、一か月以内に棚に並べなければいけません。また、販売期限ですが、製造日から賞味期限まで三分の二までとされ、その期間を過ぎると、賞味期限内であっても店頭から撤去され、返品や廃棄されるのが一般的です。

海外でもこのような納品期限は存在しています。アメリカでは二分の一、フランス、イタリア、ベルギーは三分の二、イギリスでは四分の三となっております。国際的に見ても、日本の三分の一は短いと言えるのではないのでしょうか。

国としてこの納品期限のルールを緩和するよう推進していくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

今委員おっしゃったように、日本ではいわゆる三分の一ルールと言われる商習慣がございます。

一方、アメリカにおきましては消費者が、納品期限二分の一となっている例が一般であると承知をしておりますけれども、これは、アメリカでは消費者が賞味期限近くの食品であっても購入をためらわないという傾向があります。また、一般に小売店において賞味期限まで販売が行われているということが背景にあるというふうに考えております。

農林水産省におきましては、食品製造業等からの食品ロスの発生を削減するという観点から、小売業者に納品期限の緩和の働きかけを行っております。令和二年十月時点で百四十二の事業者が納品期限の緩和に取り組んでいるところでございます。

また、消費者にも賞味期限の意味を正しく理解していただくために、小売店舗で使用できるポスターを小売業者に提供するなど、消費者啓発の取組も行っております。

納品期限を緩和した場合、小売業者の販売期間が短くなるため、売上げの減少や小売店からの食品ロスの発生を招くおそれもあります。このため、小売業者及び消費者の理解、協力を得ながら取組を広げていくことが重要と考えているところでございます。

○須藤元氣君 スーパーとかで閉店時間が近くなると、お魚とか何か割引しますよね。廃棄してしまふなら売ってしまおうということで、是非三分の一ルールから漏れた食品を同じように割引をするなどとして、食品ロスを減らしていただければと思います。

では次に、食品ロスの問題につながっているフードバンクについて質問いたします。

今回のコロナ禍では、飲食店が厳しい状況に置かれていることがクローズアップされている一方で、コロナ弱者の姿も多く報じられています。自助ではどうにもできない状況が続く中、最終的には生活保護という仕組みがあると菅総理は発言されました。おっしゃることは分かるんですが、最近、「男はつらいよ」シリーズを見ている私としては、総理、それを言っちゃおしめえよという気持ちでございます。現在は生活保護の申請方法が以前に比べて緩くなったとはいえ、もろわずに踏ん張っている人たちがたくさんいるという現実にも目を向けるべきだと思います。

先月、一人親の子育て世帯に対する特別給付金の三度目の支給が行われることが決定しました。

が、一人親世帯ではないですが、収入が減って困っている人たちもたくさんいるのも事実であります。

昨年三月、農水省は、新型コロナウイルスの拡大に伴い、フードバンクの情報を集約し、ホームページ上で発信する取組を始めるとともに、フードバンク活用を促進対策を行いました。そして、新たに食品受入能力向上緊急支援事業として、今月七日から事業者の公募が開始されております。

この事業について、具体的な内容とこれまで行われてきた事業の違いをお聞かせください。

○政府参考人(太田豊彦君) お答えをいたします。

農林水産省におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、三月十六日に取りまとめられました非正規雇用労働者等に対する緊急支援策に基づきまして、フードバンクに対して食品の受入れ提供を拡大するために必要となる経費の支援を行っているところでございます。

この事業でございます。従来の事業では、寄附を受けた食品の一時保管用の倉庫あるいは運搬用車両等の賃借料につきましては補助率二分の一としていたところを、今回は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急対策として十分の十で支援を行うとともに、また事業実施主体につきましても、従来事業では設立三年以内の団体としておりましたけれども、この事業では全てのフードバンクを対象としたところでございます。

本事業を全国のフードバンクにしっかりと周知をいたしまして、広く活用いただけるように努めてまいります。

○須藤元氣君 ありがたいとございます。今回は全ての団体が対象となるということで、今後も措置の強化を図っていただきたいです。

フードバンクは基本、ボランティアで成り立っております。コロナの影響により食品がフードバンクに大量に持ち込まれることが多くなる中、感染防止のためボランティアの人数を制限したこと

から、対応ができなくなるところもありました。食品提供を断らなくてはいけない団体もある一方で、配布したくても配るものがなくなる団体もあるのが現実のようです。

実は私も、東日本大震災のとき、自分でウイ・アー・オール・ワンというボランティアチームをつくり、半年間活動していましたが、同じような経験をしました。震災の三週間後、四月一日からボランティア活動を始めたんですが、その頃はまだ全国から食べ物大量に集まっておりまして。しかし、需給バランスが崩れており、賞味期限が切れかけたパンやおにぎりがボランティアチーム、私のボランティアチームにも毎日段ボールで大量に回ってくるという状況でした。ボランティアチームを含めても消化し切れないくらいでした。

逆に、私のチームも始めたばかりは全然うまくいかないことだらけで、一番最初に用意したのは、トラックで七トンの水とドラム缶十個とまきを運んでドラム缶風呂を造ることでした。お風呂好きの私としては、被災者の方にお風呂に入ってもらいたいと思いましたが、しかし、早速このドラム缶風呂を設置したんですが、まだだと全然火力が足りなくて、お湯が沸かないというアクシデントが起きました。結局入れるくらいの温度になるのに半日以上掛かり、そして自衛隊がお風呂を、自衛隊が造ったお風呂が近くにあるという情報をその場で知りまして、恥ずかしながら、私のお風呂プロジェクトは初日で終わりました。そんなちよつと落胆している私の前に長い行列ができてまして、なぜそうなったかといいますと、断水していたので、その七トンの水を分けてくれということに住民の方がすぐ来てくれました。本当に無駄にならなくてよかったです。

実はプランBとしてこういうシチュエーションも考えていたと来ていたメンバーに私はずそをついたことをここでざんげいたします。この私の失敗のように、ボランティアではミスマッチという

ものが起こり得ます。

ちなみに、ちよつとまたさっきの話ですけど、結局求められていたのは泥かきでした。泥かきをやったんですが、結局泥を入れる土のう袋が足りないという現場になりました、まさしく何か、事件は会議室で起きているんじゃない、現場で起きているんだと、「踊る大捜査線」でそういう名ゼリふがありますけれども、まさしくその状況でした。

もちろん、最近ではスマホやタブレットでうまく情報共有をしている地域もある一方で、今でも手作りで食品を必要としている人たちに配布している地域も少なくありません。食品を必要とする人たちに公平に行き届くようにするためには、こうした課題の解決に向けた、フードバンクでの食品不足やミスマッチという課題の解決に向けた国の支援と連携が必要です。

少し話は長くなりましたが、そこで、政府が大型冷凍冷蔵設備を確保し、長期保存ができるシステムなどの基盤をつくり、アプリなどで一括管理をすれば、その地域ごとに在庫量を把握することも可能となります。そのことは食品ロス削減推進法の趣旨にも合うと考えますが、農水省の御見解を伺います。

○副大臣(宮内秀樹君) お答えをいたします。

我が国では、やっぱりフードバンク活動がようやく広がりはじめたということだと思います。また、設立して間もない団体が多いということもあって、取扱量が少ない小規模な団体が多いというのが実情であるというふうに認識をいたしております。

政府主導で大型冷蔵設備を整備すべきとの先生の御提案でございすけれども、多種多様な食品を受け入れられて適切に管理、保管し、ニーズに対応して食品を配送できるようにする必要があるので、設備の維持運営に必要な人材、資金を確保する必要もあると、また、賞味期限近な食品の取扱量も多くて、食品の事故が発生した際の体制を整備する必要もあるということ等の課題もあるというふうに認識をいたしまして、ハード面、システム面の対応にとどまらないため、大規模な施設で一括で管理するよりも、現在地域で活動しているフードバンクによるきめ細やかな食料提供の取組を拡大していくことが現在のところは望ましいのではないかとこのように考えているところでございます。

このため、農水省におきましては、まずはフードバンクの体制強化の、体制や機能の強化による食品受入れ能力の向上に取り組みしております。食品の受入れや提供を拡大するための経費の支援や、先ほども説明させていただきましたが、また、食品の品質管理やトレーサビリティに関するフードバンクの適切な運営を進めるための手引の作成、あるいは食品企業と食品を必要としている人、施設とのマッチング機能の強化、アプリの作成などを考えており、等を進めているところでございます。

引き続き、これらの取組を推進してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○須藤元氣君 ありがとうございます。

フードバンクのインフラ整備、食品の確保、運搬、配布能力といった団体の基盤整備が必要であり、個々のフードバンクの活動規模を拡大するため、提供元である食品企業などとの連携の拡大が求められています。

フードバンクのシステムの構築については、コロナの拡大が収束したからといって終わらせるべきではありません。しっかりとした体制を平時から構築しておくことにより、食品ロス削減への対応のみならず、非常事態が生じた場合における生活困窮者を助けることができると思います。限定的な支援ではなく、恒久的な制度としてフードバンクを支える仕組みを、仕組みづくりを前向きに検討するべきと思いますが、野上大臣の御見解をお伺いします。

○国務大臣(野上浩太郎君) このフードバンク活

動は、食品ロスの観点からも極めて重要でありまして、コロナの影響によって生活困窮者支援等の観点からもその役割はますます高まっていると思えます。今般、そういう観点で、緊急対策として食品の受入れ、提供の拡大に取り組むフードバンクへの支援を行っているところであります。

一方で、農林水産省におきましては、全国のフードバンク活動の農林水産省ホームページでの情報発信ですとか、あるいはフードバンクと企業、自治体との意見交換会の開催等を通じたフードバンクの認知度の向上を図るとともに、企業から食品の情報提供と子供食堂からの需要情報ですね、この提供情報と需要情報、これを一元的に管理できるマッチングシステムを開発をしまして、アプリ等で提供する取組の実証、構築をいたしております。

また、フードバンク活動における食品の輸送、保管費への支援等を今実施しているところでありますが、今後とも、こうした施策をしっかりと実施をして、フードバンク活動を推進してまいりたいと考えております。

○須藤元氣君 ありがとうございます。

今大臣は、ホームページとか作ったり、あと認知度を高めるといことですが、やはり僕もフードバンクの話をして、やっぱりこの業界の人はもちろん知っていますけれども、友達とかで知っている人がほとんどいないという状況です。知っていたらやっぱり持つていくと思うんですけど、食品とか。是非、やはり認知度、プロモーションをしっかりしていただければと思います。

こういった、私のモットー、ウイ・アー・オール・ワン、私たちは全て一つというのをもう格闘家時代から掲げております。誰一人置き去りにしない社会、づくりのためにも、このフードバンク、大切な存在だと思っております。是非しっかりと取り組んでいただければと思います。

少し早いですが、私の質問を終わりにします。ありがとうございます。

○委員長(上月良祐君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(上月良祐君) 次に、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。野上農林水産大臣。

○国務大臣(野上浩太郎君) 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

近年の経済連携協定の締結による関税削減等により畜産物の価格の低下が見込まれる一方、経済連携協定による輸出相手国の関税撤廃等により我が国の畜産物の輸出は着実に増加しており、これを拡大する絶好の機会でもあります。このような中、我が国の畜産業の国際競争力を強化し、その振興を図るためには、省力化機械の導入による生産性の向上や増頭による経営規模の拡大を進めていくことが必要であります。しかしながら、省力化機械の導入や増頭を行うためには、通常、畜舎等の建築等が必要となりますが、その際、建築基準法に基づき行う畜舎等の建築等に係る負担が畜産業の経営実態から見て大きくなってきているところであります。

こうした状況を踏まえ、建築基準法によらず畜産業の経営実態に合った畜舎等の建築等ができるよう、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、その認定を受けた計画に基づく畜舎等の建築基準法の特例を定めるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、本法律案が対象とする畜舎等についてであります。

一定の高さ以下の平屋で建築士により設計された家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関する施設並びに堆肥舎であつて、市街化区域等以外の

区域において新築、増改築等が行われるものを本法律案の対象とする畜舎等とすることとしております。

第二に、計画認定制度の創設についてであります。

建築基準法の緩和を受けようと希望する者は、畜舎等の建築等及び利用に関する計画を作成し、その計画が、畜舎等の利用の方法について畜舎等における一日当たりの滞在時間の制限等の利用基準に適合すること、また、畜舎等の構造等について利用基準に適合する方法と相まって安全上支障がないこと等を定める技術基準、すなわち建築基準法よりも緩和された技術基準に適合していること等について、都道府県知事の認定を受けることができることとしております。この場合において、一定の規模以下である畜舎等については、技術基準への適合審査を不要とすることとしております。

第三に、建築基準法令の適用除外であります。前述の都道府県知事の認定を受けた計画に基づき建築等がされた畜舎等については、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定は適用しないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(上月良祐君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

四月二十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律案

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
 - 第二章 畜舎建築利用計画の認定等(第三条―第十二条)
 - 第三章 認定計画実施者の監督等(第十三条―第十六条)
 - 第四章 雑則(第十七条―第二十五条)
 - 第五章 罰則(第二十六条―第三十二条)
- 附則
- 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に鑑み、その国際競争力の強化を図るため、畜舎等の建築等及び利用に関する計画の認定制度を創設し、当該認定を受けた計画に基づき建築等がされ、及び利用される畜舎等に関する建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の特例を定め、もつて畜

産業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「畜舎等」とは、畜舎（家畜の飼養の用に供する施設及びこれに関連する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）及び堆肥舎（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設をいう。）をいう。

2 この法律において「建築等」とは、畜舎等の新築、増築、改築及びその構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為をいう。

3 この法律において「技術基準」とは、畜舎等の敷地、構造及び建築設備（畜舎等に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙又は汚物処理の設備その他の農林水産省令で定める設備をいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準をいう。

一 継続的に畜産経営を行う上で、利用基準に適合する畜舎等の利用の方法と相まって、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと（次号及び第三号に掲げる要件を除く。）。

二 敷地内の雨水及び汚水の排出又は処理並びに便所から排出する汚物の処理について、衛生上支障がないこと。

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域及び準都市計画区域、景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の準景観地区並びに建築基準法第六条第一項第四号の規定に基づき都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内に建築等がされる畜舎等にあっては、その建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）及び高さその他の構造について、適正かつ合理的な土地利用及び良好な景観の保全を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないこと。

4 この法律において「利用基準」とは、畜舎等の利用の方法について、継続的に畜産経営を行う上で、安全上、防火上及び衛生上支障がないことを確保するために必要なものとして主務省令で定める基準であつて、次に掲げる事項について定めるものをいう。

一 畜舎等における一日当たりの滞在者数及び滞在時間の制限に関すること。

二 災害時の避難経路の確保に関すること。

三 避難訓練の実施その他の災害による被害の防止又は軽減に資する取組に関すること。

第二章 畜舎建築利用計画の認定等

(畜舎建築利用計画の認定)

第三条 畜舎等について、その敷地、構造及び建築設備が技術基準に適合するように建築等をし、及び利用基準に従つて利用しようとする者（次項及び第四項において「申請者」という。）は、当該畜舎等の建築等及び利用に関する計画（以下「畜舎建築利用計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを当該畜舎等の工事施工地又は所在地を管轄する都道府県知事（以下単に「都道府県知事」という。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 畜舎建築利用計画には、次に掲げる事項（その床面積が、建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいう。次項第三号において同じ。）の技術水準その他の事情を勘案して、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められる規模として主務省令で定める規模以下である畜舎等（以下「特例畜舎等」という。）の建築等及び利用をしようとする場合にあつては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 畜舎等の種類、工事施工地又は所在地並びに規模及び間取り

三 畜舎等の設計者（その者の責任において、設計図書（畜舎等又はその敷地に関する工事用の図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成した者をいう。以下同じ。）

四 畜舎等の敷地、構造及び建築設備

五 畜舎等の利用の方法

六 申請者が畜舎等で行う畜産業の内容

七 建築等の工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他主務省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、主務省令で定めるところにより、当該申請に係る畜舎建築利用計画が次の各号（特例畜舎等の建築等及び利用をしようとする場合にあつては、第四号を除く。）のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び同法第八条第一項第一号に規定する用途地域外の敷地において畜舎等の建築等及び利用をしようとするものであること。
- 二 畜舎等の高さが主務省令で定める高さ以下であつて、その階数が一であり、かつ、畜舎等内に居住のための居室を有しないものであること。
- 三 畜舎等が建築士の設計に係るものであること。
- 四 畜舎等の敷地、構造及び建築設備が技術基準並びに畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で主務省令で定めるものに適合するものであること。
- 五 畜舎等の利用の方法が利用基準に適合するものであること。
- 六 その他畜舎等の建築等及び利用が適正に行われるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 4 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の認定をしなければならない。
 - 一 第一項の認定の申請に係る畜舎等が建築士法第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。第五条第二項において同じ。）の規定又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。第五条第二項において同じ。）の規定に基づく条例の規定に違反して設計されたものであるとき。
 - 二 申請者が、第一項の認定の申請に係る畜舎等（堆肥舎を除く。）における家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理を適正に行うことができない者として農林水産省令で定める者に該当するとき。
 - 三 申請者が、法人であつて、その役員のうち前号の農林水産省令で定める者に該当する者があるとき。
 - 5 都道府県知事が第一項の認定をする場合（特例畜舎等に係る畜舎建築利用計画について当該認定をする場合を除く。）における消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第七条第一項の規定の適用については、同項中「許可、認可若しくは確認」とあるのは、「認定」とする。

- 6 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認定を受けた者（以下「認定計画実施者」という。）に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。
（認定を受けた畜舎建築利用計画の変更）
- 第四条 認定計画実施者は、前条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画の変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 認定計画実施者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 前条第三項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の認定」とあるのは、「次条第一項の変更の認定（第三条第二項第四号に掲げる事項の変更に係る認定に限る。）」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の変更の認定の申請に係る畜舎等の敷地が前条第三項第一号に規定する区域又は地域に存する場合であつて、当該畜舎等について、同号に規定する区域又は地域における適正かつ合理的な土地利用を図る観点から、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして主務省令で定める場合に該当するときは、前項において準用する同号の規定は、適用しない。
（畜舎等の設計及び工事監理）
- 第五条 認定畜舎等（認定畜舎建築利用計画（第三条第一項の認定を受けた畜舎建築利用計画（変更があつたときは、その変更後のもの）をいう。以下この項及び第十六条第二項において同じ。）に係る畜舎等をいう。以下同じ。）の工事は、当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければならない。以下同じ。）の工事は、当該認定畜舎建築利用計画に記載された設計者の設計によらなければならない。
 - 2 認定計画実施者は、建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築物に該当する認定畜舎等の工事をする場合においては、それぞれ当該各条に規定する建築士である工事監理者（同法第二条第八項に規定する工事監理をする者をいう。第十四条において同じ。）を定めなければならない。
 - 3 前項の規定に違反した工事は、することができない。
（工事了了の届出）

第六条 認定計画実施者は、認定畜舎等の建築等の工事が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 認定畜舎等（特例畜舎等を除く。以下この項及び第十八条第一項において同じ。）を新築する場合においては、認定計画実施者は、前項の規定による届出をした後でなければ、当該認定畜舎等を使用し、又は使用させてはならない。ただし、都道府県知事が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該届出をする前においても、仮に、当該認定畜舎等又はその部分を使用し、又は使用させることができる。

3 前項ただし書の規定による認定の申請の手續に関し必要な事項は、主務省令で定める。
（基準適合義務等）

第七条 認定畜舎等の敷地、構造及び建築設備は、技術基準に適合するものでなければならない。

2 認定計画実施者は、利用基準に従つて認定畜舎等を利用しなければならない。

3 認定計画実施者は、認定畜舎等の用途を変更して畜舎等以外のものとしてはならない。
（既存認定畜舎等への技術基準の適用除外）

第八条 第二条第三項の主務省令（次項において「技術基準省令」という。）の規定（以下この条において「技術基準規定」という。）の施行又は適用の際現に存する認定畜舎等若しくはその敷地又は現に建築等の工事中の認定畜舎等若しくはその敷地が当該技術基準規定に適合せず、又は適合しない部分を有する場
合においては、当該認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分については、前条第一項（技術基準のうち当該技術基準規定に係る部分（第三項において「不適合部分の基準」という。）に限る。）の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分については、適用しない。

- 1 技術基準省令を改正する主務省令による改正（技術基準省令を廃止すると同時に新たにこれに相当する技術基準省令を制定することを含む。）後の技術基準規定の適用の際当該技術基準規定に相当する従前の規定に違反している認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分
- 2 建築等の工事の着手が技術基準規定の施行又は適用の後である増築、改築その他畜舎等の構造に変更を及ぼす行為として主務省令で定める行為（主務省令で定める範囲内の行為を除く。）に係る認定畜舎

等又はその敷地

三 前号に該当する認定畜舎等又はその敷地の部分
四 技術基準規定に適合するに至った認定畜舎等、認定畜舎等の敷地又は認定畜舎等若しくはその敷地の部分

3 第一項の規定の適用を受けている認定畜舎等については前項第二号の主務省令で定める範囲内の行為をしようとする場合における第四条第三項の規定の適用については、同項中「同条第五項中」とあるのは「同条第三項第四号中「技術基準」とあるのは「技術基準（不適合部分の基準を除く。）」と、同条第五項中」と、「とあるのは、」とあるのは「とあるのは」とする。

（地位の承継等）

第九条 認定計画実施者について相続があったときは、相続人は、認定計画実施者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定計画実施者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条 認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、譲受人は、認定計画実施者の地位を承継する。

2 認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、認定計画実施者の地位を承継する。

3 認定計画実施者である法人が分割により認定畜舎等を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより都道府県知事の認可を受けたときは、分割により当該認定畜舎等を承継した法人は、認定計画実施者の地位を承継する。

4 第三条第三項（第五号に係る部分に限る。）及び第四項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、前三項の認可について準用する。

5 認定計画実施者が認定畜舎等の譲渡を行い、又は認定計画実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により認定畜舎等を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしな
い旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該認定畜舎等の譲渡又は当該法

人の合併若しくは分割があつたとき）は、第三条第一項の認定は、その効力を失うものとし、当該認定畜舎等であつた畜舎等（以下「失効畜舎等」という。）について新たな畜舎建築利用計画（当該失効畜舎等について、建築等をせず、引き続き利用基準に従つて利用する場合に作成する計画を含む。以下この項及び第十六条第四項において同じ。）を作成し第三条第一項の認定を受けた場合又は当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定（以下「建築基準法令の規定」という。）に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、その譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該失効畜舎等を承継した法人又はこれらの承継人（以下「譲受人等」という。）は、当該処分があつた日（これらの認可の申請がない場合にあっては、当該認定畜舎等の譲渡又は当該法人の合併若しくは分割の日）から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、当該失効畜舎等内への立入りの禁止、当該失効畜舎等の除却その他の保安上必要な措置（以下「保安上の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し同項の認定を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該譲受人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、第十二条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十七条及び第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（解散の届出等）

第十一条 認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、その解散の日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第三条第一項の認定は、その効力を失うものとし、その清算人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）又はその承継人（以下「清算法人等」という。）は、失効畜舎等の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合又は失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等の譲渡について同項の認可を受ける

までの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該清算法人等を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、前条第一項及び第四項、次条から第十四条まで、第十五条（第四項を除く。）、第十七条並びに第十八条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（建築基準法令の適用除外）

第十二条 認定畜舎等については、建築基準法令の規定は、適用しない。

第三章 認定計画実施者の監督等

（利用の状況の報告等）

第十三条 認定計画実施者は、認定畜舎等の利用の状況について、主務省令で定めるところにより、定期的に、都道府県知事に報告しなければならない。

2 認定計画実施者は、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、その滅失の日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（報告徴収及び立入検査）

第十四条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料若しくは建築設備その他の畜舎等の部分（以下この条において「建築材料等」という。）を製造した者、工事監理者又は工事施工者（畜舎等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下同じ。）に対し、認定畜舎等の利用の状況、認定畜舎等の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡し状況又は認定畜舎等に関する工事の計画若しくは施工の状況について報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者又は工事施工者に対し、帳簿、書類その他の物件の提出を求めることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定畜舎等、認定畜舎等の敷

地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場又は建築工事に立ち入り、認定畜舎等、認定畜舎等の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に係る物件若しくは設計図書その他認定畜舎等に関する工事に係る物件を検査させ、若しくは試験させ、又は認定計画実施者、認定畜舎等に立ち入る者、認定畜舎等の敷地の所有者、認定畜舎等若しくは認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者若しくは工事施工者に対し必要な事項について質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(措置命令等)

第十五条 都道府県知事は、第七条第一項の規定に違反した認定畜舎等又は認定畜舎等の敷地があるときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者、当該認定畜舎等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者、当該認定畜舎等の敷地の所有者又は当該認定畜舎等若しくは当該認定畜舎等の敷地の管理者若しくは占有者に対し、当該工事の施工の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の除却、改築、増築、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 都道府県知事は、第七条第二項の規定に違反して認定畜舎等が利用されているときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の利用の方法の改善、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第七条第三項の規定に違反して認定畜舎等の用途が変更され畜舎等以外のものとされているときは、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の用途の変更、使用の禁止、使用の制限その他当該違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

4 都道府県知事は、譲受人等、清算法人等又は次条第四項に規定する認定計画実施者であった者若しくはその承継人がそれぞれ第十条第五項、第十一条第二項又は次条第四項の規定に違反して失効畜舎等の使用を停止せず、又は保安上の措置を講じていないと認めるときは、その者に対し、当該失効畜舎等の使用を

停止し、又は当該保安上の措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 第一項又は前項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、都道府県知事は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
(認定の失効等)

第十六条 第十条第五項及び第十一条第二項に規定する場合のほか、認定畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失したときは、第三条第一項の認定は、その効力を失う。

2 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の認定を取り消すことができる。

一 認定計画実施者が、偽りその他不正の手段により、第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 認定計画実施者が第三条第四項第二号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 認定計画実施者が、第四条第一項の変更の認定を受けなければならない事項を当該認定を受けないで変更したとき。

四 認定計画実施者が、正当な理由がなくて、認定畜舎建築利用計画に記載した建築等の工事の着手の予定年月日の経過後一年以内に工事に着手せず、又は建築等の工事の完了の予定年月日の経過後一年以内に工事を完了しないとき。

五 認定計画実施者が前条第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

六 認定計画実施者から認定畜舎建築利用計画に基づく畜舎等の建築等又は利用を取りやめる旨の申出があったとき。

3 都道府県知事は、第十条第五項、第十一条第二項若しくは第一項の規定により第三条第一項の認定（以下この項及び次項において単に「認定」という。）がその効力を失ったことを知ったとき、又は前項の規定により認定を取り消したときは、速やかに、その旨を認定計画実施者であった者又はその承継人（第十条第五項の規定により認定がその効力を失った場合にあつては譲受人等、第十一条第二項の規定により認

定がその効力を失った場合にあつては清算法人等をそれぞれ含む。)に通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

4 認定計画実施者であつた者又はその承継人は、第二項(第四号に係る部分を除く。)の規定により認定が取り消されたときは、失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し認定を受けた場合、失効畜舎等の譲渡について第十条第一項の認可を受けた場合又は失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けた場合を除き、前項の通知を受けた日から百二十日以内に、当該失効畜舎等の使用を停止し、保安上の措置を講じなければならない。この場合において、当該失効畜舎等について新たな畜舎建築利用計画を作成し認定を受けるまでの間、当該失効畜舎等の譲渡について同条第一項の認可を受けるまでの間、当該失効畜舎等及びその敷地が現に建築基準法令の規定に適合していることについて都道府県知事の確認を受けるまでの間又は当該失効畜舎等の全部が除却その他の事由により滅失するまでの間は、当該認定計画実施者であつた者又はその承継人を認定計画実施者と、当該失効畜舎等を認定畜舎等とそれぞれみなして、第七条、第八条、第十条第一項及び第四項、第十二条から第十四条まで、前条(第四項を除く。)、次条並びに第十八条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第四章 雑則

(工事現場における認定の表示等)

第十七条 認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、主務省令で定める様式によつて、認定計画実施者、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る第三条第一項の認定又は第四条第一項の変更の認定があつた旨の表示をしなければならない。

2 認定畜舎等の建築等の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかなければならない。

(工事中の認定畜舎等に対する措置)

第十八条 都道府県知事は、第十五条第一項から第三項までの規定による場合のほか、建築等又は除却の工事の施工中に使用されている認定畜舎等が、安全上、防火上又は避難上著しく支障があると認める場合において、当該認定畜舎等に係る認定計画実施者又は当該認定畜舎等の管理者若しくは占有者に対し、相當の猶予期限を付けて、当該認定畜舎等の使用の禁止、使用の制限その他安全上、防火上又は避難上必要

な措置をとることを命ずることができる。

2 第十五条第五項の規定は、前項の場合に準用する。

(面積、高さ等の算定)

第十九条 畜舎等の敷地面積、建築面積、床面積、高さその他の畜舎等の規模に係る事項の算定方法は、主務省令で定める。

(助言又は援助等)

第二十条 都道府県知事は、主務大臣に、この法律の施行に関し必要な助言又は援助を求めることができる。

2 主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な助言、助言若しくは援助をし、又は必要な参考資料を提供することができる。

(主務大臣への報告等)

第二十一条 主務大臣は、都道府県知事に対し、この法律の施行に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(木材を利用した畜舎等の普及の促進)

第二十二条 農林水産大臣及び都道府県知事は、畜舎等の建築等に関する施策を行うに当たっては、国内で生産された木材の適切な利用が我が国における森林の適正な整備及び保全並びに地球温暖化の防止及び循環型社会の形成に資することに鑑み、国内で生産された木材その他の木材を利用した畜舎等の普及が図られるよう配慮するものとする。

(主務大臣)

第二十三条 この法律における主務大臣は、農林水産大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

(主務省令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、主務省令で定める。

(経過措置)

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)

む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 偽りその他の不正の手段により第三条第一項の認定、第四条第一項の変更の認定又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 第六条第二項の規定に違反したとき。

三 第十五条第一項から第四項まで又は第十八条第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十七条 第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合に限る。）には、当該違反行為をした認定審査等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定審査等又はその建築設備の工事施工者（当該工事施工者が法人である場合にあつては、その代表者 又はその代理人、使用人その他の従業者（以下「工事施工者等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が認定計画実施者（当該認定計画実施者が法人である場合にあつては、その代表者）又はその代理人、使用人、その他の従業者（以下この項及び第二十九条第二項において「認定計画実施者等」という。）の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して前項の刑を科する。

第二十八条 第五条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該違反行為をした工事施工者等は、百万円以下の罰金に処する。

第二十九条 第七条第一項の規定に違反した場合（技術基準のうち第二条第三項第一号に掲げる要件に係る部分に違反した場合を除く。）には、当該違反行為をした認定審査等又はその建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該認定審査等又はその建築設備の工事施工者等）は、百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が認定計画実施者等の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者等を罰するほか、当該認定計画実施者等に対して同項の刑を科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第十四条第二項の規定による物件の提出をせず、又は虚偽の物件の提出をしたとき。

四 第十四条第三項の規定による検査若しくは試験を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

五 第十七条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第三十二条 第九条第二項又は第十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。